

土 木 委 員 会 記 録

<第2号>

平成20年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成20年3月18日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成20年 3月18日 火曜日
開 会 午前10時03分
散 会 午後 4 時23分

場 所

第 3 委員会室

議 題

- 1 乙第17号議案 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第22号議案 訴えの提起について
- 3 乙第23号議案 照明灯倒壊事故に関する和解等について
- 4 乙第26号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 5 乙第27号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 6 乙第28号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について
- 7 乙第29号議案 公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 8 乙第31号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第32号議案 指定管理者の指定について
- 10 陳情平成16年第92号、同第104号、同第116号、同第151号、陳情平成17年第14号、同第24号の2、同第25号、同第31号、同第61号、同第110号、同第112号、同第144号、同第171号の4、同第175号、同第179号、陳情平成18年第3号、同第44号の4、同第62号、同第79号の2、同第80号の2、同第82号、同第97号の2、同第99号、同第114号、同第118号、同第120号、陳情平成19年

第15号の2、同第35号、同第38号、同第44号、同第52号の4、同第95号、同第97号の3、同第111号の4、同第116号、同第117号の2、同第119号、同第153号、陳情第10号、第11号、第22号、第26号の4及び第30号

11 審査日程の変更について（追加議題）

出席委員

委員長	小渡	亨	君
副委員長	照屋	守之	君
委員	浦崎	唯昭	君
委員	新里	米吉	君
委員	高嶺	善伸	君
委員	新川	秀清	君
委員	内間	清六	君
委員	金城	勉	君
委員	奥平	一夫	君

委員外委員 なし

欠席委員

上原	賢一	君
外間	盛善	君

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部長	首里	勇治	君
土木企画統括監	中村	浩	君
土木企画課長	上原	兼治	君
道路街路課長	仲田	文昭	君
道路管理課長	砂川	勝彦	君
海岸防災課長	与那覇	義博	君

港	湾	課	長	末	吉	健	作	君
下	水	道	課	桑	江	良	光	君
都	市	計	画	・	モ	ノ	レ	ール課長
赤	嶺	正	廣	君				
住	宅	課	長	喜	屋	武	博	行
新	里	榮	治	君				
施	設	建	築	課	長	花	城	順
企	業	局	長	孝	君			

○小渡亨委員長 ただいまから、土木委員会を開会いたします。

乙第17号議案、乙第22号議案、乙第23号議案、乙第26号議案から乙第29号議案まで、乙第31号議案及び乙第32号議案の9件、陳情平成16年第92号外42件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第17号議案沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 ただいま議題となりました乙第17号議案沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正する条例について、その概要を説明いたします。

議案その3の55ページをお開きください。

本議案は、沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金について、これまでの沖縄都市モノレール株式会社の行う都市モノレール建設に対する貸し付け処分に加えて、会社の経営支援の貸し付け処分も可能にする必要があるため、沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第22号議案訴えの提起について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 ただいま議題となりました乙第22号議案訴えの提起について、その概要を説明いたします。

議案その3の61ページをお開きください。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

県営住宅家賃を長期間にわたって滞納し、督促しても納入に応じない悪質な滞納者に対し、建物の明け渡し等を求めるもので、今回の対象者は90件102名であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 指定管理者制度の導入以降、滞納者あるいは家賃収入の円滑な収納の改善等はどうなっていますか。

○喜屋武博行住宅課長 指定管理者制度は平成18年度から導入しております。平成20年度までの3カ年の予定ですが、その前の平成17年度と平成18年度の家賃徴収状況についてお答えします。平成17年度末の家賃徴収率は84.0パーセントです。これに対し、指定管理者制度導入の初年度である平成18年度ですが、徴収率が84.9パーセント、0.9ポイントのアップです。

○高嶺善伸委員 滞納分と区別し分類してやるとどんな状況ですか。

○喜屋武博行住宅課長 退去された方の滞納分の平成17年度末と平成18年度末の状況は、平成17年度末で1031名、5億5600万円です。平成18年度末では1073名、5億6200万円程度です。

○高嶺善伸委員 指定管理者制度移行後、滞納された方々の徴収率の改善には、効果はなかなかないのですか。

○喜屋武博行住宅課長 効果はございますが、今申し上げたのは累積額でして、これを減らすところには至っていません。主に改善が見られるのは、現入居者の徴収率がかなりアップしていることです。退去された方の徴収率はかなり苦労している状況です。

○高嶺善伸委員 平成18年度は対前年度で0.9ポイントの伸びですが、平成19年度の決算見込みも含め、平成20年度に向けて入居者の家賃の収納率をある程度指定管理者にこれくらいを目標にしてほしいという一定の基準を設けてありますか。あるとしたらそれは幾らですか。

○喜屋武博行住宅課長 具体的な数字は設定していません。

○高嶺善伸委員 他都道府県の県営住宅の収納率はどれくらいですか。

○喜屋武博行住宅課長 平成18年度末の全国の状況ですが、収納率は平均で89.7パーセントです。本県は84.9パーセントでございます。

○高嶺善伸委員 他都道府県と比較して収納率が悪いようですので、上げるよう努力してもらいたいと思います。最後に90件、102名ですが、住宅事情の悪い方や生活困窮者等いろいろな方々が公営住宅には入居しておられます。県が直接やっていたときと比べ、指定管理者になったからといって請求の仕方や訴えの提起をするまでの処理が適切であったかどうか、どういう判断をしていますか。

○喜屋武博行住宅課長 特に強制的な手段をとる場合に、配慮すべき困窮者の

世帯というのがございますが、今回の訴えの提起の中に、通常配慮すべき世帯として考えられる世帯が生活保護世帯で、90世帯のうち2世帯含んでおります。なぜ提起するのかと言いますと、母子家庭については通常児童扶養手当が支給され、生活保護世帯については生活費に加え家賃相当額的生活扶助費という公的な手当を支給しております。しかし今回の2世帯については、それにもかかわらず長期の滞納で、督促や呼び出し等をしてもなかなか応じてもらえないということがあり、継続して指導を続けてきたにもかかわらず納入がないということで、今回の措置に至ったわけです。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 90件の金額はどのくらいになりますか。

○喜屋武博行住宅課長 滞納金額は2109万5000円です。

○照屋守之委員 それは何カ月以上ですか。

○喜屋武博行住宅課長 6カ月以上もしくは20万円以上の滞納者です。

○照屋守之委員 例年こういう議案が出されますが、今回は少ない気がするんです。これまでの経緯と、その説明をお願いします。

○喜屋武博行住宅課長 おっしゃるとおり金額、件数ともに減ってきておりまして、従来この2倍、300件を超える数字だったかと思います。平成18年度から規定を改め、訴えの提起に係る基準を引き下げ、厳しくいたしました。従来10カ月以上だったものを6カ月にし、これを年2回行うということで短期の滞納のうちに回収の働きかけを行ってきました。平成19年度は今回2回目ですが、前回は9月議会でお願ひしました。そのときの状況と比較しますと、滞納金額で5490万9000円、今回が2100万円ですから、かなりの減になっています。また件数も9月議会では175件でしたが今回は90件ですので、約半数に減ってきています。短期の対処で効果が出てきているのではないかと思います。

○照屋守之委員 訴えをしますと最終通告して、それから慌てて支払いする方がいると聞いていますが、この金額から、これまでの事例からどのくらいが見

込めるのですか。

○喜屋武博行住宅課長 平成19年9月議会の状況で御説明します。議決いただいたのが175件で、その後結果を受けて通知したところ、最終的にまだ支払いがなく、提訴の準備をしているのが52件だけです。したがって123件は、提訴以前にすぐ納入があったという状況です。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第23号議案照明灯倒壊事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 ただいま議題となりました乙第23号議案照明灯倒壊事故に関する和解等について、その概要を説明いたします。

議案その3の65ページをお開きください。

本議案は、平成19年7月14日に中城湾港新港地区の臨港道路1号線に設置された照明灯が金属疲労が原因で倒壊し、停車中の車両の屋根部分等を破損させた事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

この後、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○末吉健作港湾課長 お手元に、照明灯倒壊事故の概要とこれまでの経緯という資料をお配りしてあると思いますので、それで概要を御説明したいと思えます。

事故の概要ですが、発生日時が昨年7月14日土曜日、午前8時ごろということです。発生場所は中城湾港新港地区の臨港道路1号線でございます。次に発生状況ですが、当該1号線に当該車両を停車しまして、釣りを行っていた際に照明灯が倒れてきて当該車両の後部屋根、リヤガラス等を破損しております。

2 ページには、中城湾港新港地区の平面図で、事故現場を赤い丸でマーキングしております。続きまして3 ページをごらんいただきたいと思います。事故の状況の写真でございます。では、また1 ページをごらんいただきたいと思います。事故の発生原因ですが、台風4号の強風により、照明灯に亀裂が生じ、倒壊したと推測されると。本事故に係る対応ということで、県の法律顧問に相談いたしました。その結果、被害者に過失はなく、照明灯の管理について県の過失によるものと考えられるので、相応の対応が必要であるという旨の助言をいただいております。それに基づき検討いたしました結果、県の過失を認め、被害者に対し適切な損害賠償を行う内容の示談により和解することといたしております。示談交渉の経緯ですが、まず1 点目は事故車両につきまして、修理費用の見積を徴取しましたところ、約61万円と65万円という算定結果が出ております。2 点目としまして、民間の保険会社に類似ケースの場合の対応についてヒアリングいたしました結果、本件事案のような場合には、当該車両を全損扱いとしてその価値を判断し、賠償を支払うことになるという回答を得ております。3 点目にそれらを踏まえて、当該車両については、修理よりも市場価格相当分の損害賠償を支払う方が適当と判断いたしました。その件について被害者にもその旨を説明し、了解を得たということでございます。4 点目に、市場価格プラスこの期間の代車費用を加算しまして、賠償額を35万9000円と算定いたしております。最後に、被害者にもその賠償額を提示し、了解を得ているところでございます。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第23号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 人身事故等重大な事故に至らなくて不幸中の幸いと思っておりますが、この種の道路照明は至るところに設置されていて、こういうことが再発すると大変だと思っております。この発生原因を見ると、台風4号の強風により亀裂が生じたとあるのですが、台風4号はどれくらいの風速で、亀裂が生じるようなものなのでしょうか。

○末吉健作港湾課長 那覇市での台風4号の最大瞬間風速が56.3メートルでし

た。

○高嶺善伸委員 今後のことも考え、例えば台風の直後等は施設点検を一通りやることも必要かと思いますが、どうでしょうか。

○末吉健作港湾課長 委員の御指摘どおりで、今後台風の直後等には構内巡視の回数をふやし、早目に異常の確認をした上で、例えば、必要があれば撤去するなり、そういった措置をとっていきたいと考えております。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 これは建ててから何年とかは全部把握していますか。

○末吉健作港湾課長 当該照明灯は設置が平成12年ですので、7年経過ということです。

○新里米吉委員 中城湾港地域は全部同じ年に設置したのですか。

○末吉健作港湾課長 全部が同じ年かは今把握しておりませんが、今回の事故が発生した時点で、新港地区の照明灯すべて点検いたしました。その中で今回倒壊したのと同様な箇所に亀裂が生じている照明灯を5基確認しましたので、それについては危険防止のために撤去しております。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
新川秀清委員。

○新川秀清委員 確かに1次、2次で埋め立てしてきているので年数は違ってきていると思いますが、耐用年数はどれくらい見ているのですか。

○末吉健作港湾課長 耐用年数については今資料を持っておりませんので、後で確認して御報告いたしたいと思います。

○新川秀清委員 当然沖縄では塩害がいつも問題にされますが、ましてやああいったところにつくるものについて、何年は大丈夫ということをきっちりした

上でやらないと、このようなことが起こる可能性はありますよね。今回点検をしたということですが、それは点検以前の問題だと思うんです。ああいった地域に敷設するものについては、何十年は大丈夫ときっちり押さえておくべきだと思うんですが、後で結構ですからそれを示してください。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この事故が発生したのは7月14日で、今議案として上がって処理しようとするまでに時間がかかりすぎませんか。どうしてそうなっているのですか。

○末吉健作港湾課長 確かに御指摘のとおりだと思います。これまで被害者本人と賠償額、和解内容について協議をしてきて、それに時間を要したことと、今回和解等については、地方自治法の規定により議会の議決が必要です。本件の事故について、被害者と話し合いがまとまった時期と、県議会の開催時期との兼ね合いの関係で、本定例会に議案として提出することになったということです。

○照屋守之委員 行政と民間の大きな違いは時間ですよ。やはりスピーディーにやらないといけませんね。去年の7月の事故が、今ごろ議案として議決し、処理は4月でしょう。こんなことをやっていると県民に失礼ですよ。事故があったのは7月で、議会は9月、12月にもあるわけでしょう。やはりこういうトラブルについては、なるべくスピーディーにやれるようにぜひお願いします。だからいつもお互いしかられるわけさ。あなた方には時間の感覚がないでしょうと。民間、県民は時間で動いていますよというおしかりが結構あるので、ぜひ心して早目に処理するようにしましょうよ、お願いします。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第23号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定につい

て、乙第27号議案中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について及び乙第28号議案中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定についての3件について審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については、内容が関連することから、説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案3件について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 ただいま議題となりました乙第26号議案から乙第28号議案までの流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について、その概要を説明いたします。

議案その3の69ページから71ページをごらんください。

これらの3議案は、中部流域、中城湾流域及び中城湾南部流域の県内3流域下水道の維持管理に要する費用の一部を、利益を受ける関係市町村に負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本改定は、流域下水道事業の適正な管理・運営を行おうとするものであり、排除汚水量1立方メートルにつき47円の統一した負担金としております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

この後、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○桑江良光下水道課長 それでは、流域下水道の維持管理負担金の改定について御説明いたします。

沖縄県では現在、41市町村中26市町村で下水道事業を実施しております。本来下水道事業は、住民サービスとして市町村が事業主体となるのが原則ですが、本島中南部のように市街地が連続しており、2つの市町村以上に市街地がまたがっているところでは、県も一緒に事業をした方が効率的な整備ができるのではないかとということで、流域下水道事業を行っております。流域下水道は沖縄本島中南部に3カ所ございまして、西海岸に中部流域下水道、北は読谷村から南は豊見城市までです。東海岸に行きまして中城湾流域下水道、そして南に下りまして中城湾南部流域下水道で流域下水道の事業をやっております。

なお、下水道法によりまして、流域下水道管理者である県は、流域下水道により利益を受ける市町村に、維持管理に要する費用の一部を負担させることが

できることになっております。現在の維持管理負担金は、平成14年4月1日に改定しておりまして、暫定的に3流域とも1立米当たり43円になっております。今後は、それを将来にわたって3流域とも負担金を統一しまして、1立米当たり47円にしようと、これは平成20年10月1日からであります。改定の理由ですが、本来流域下水道の維持管理費、建設時に起債した地方債の償還費、これは受益者負担の原則から、流域関連市町村の維持管理負担金によって賄われるべき経費なのですが、実際には現在維持管理負担金の単価が低く設定されていること、そして施設の老朽化に伴って維持管理費が増大していること、そして元利償還金が増大していることから、一般会計からの借入金や繰入金によって対応している状況であります。それで負担金を改定しまして借入金や繰入金を削減し、下水道事業の経営健全化に努めていきたいと考えております。施設の老朽化の一例を申しますと、下水管の老朽化に伴いまして道路陥没事故が起こっております。道路陥没は重大な事故につながることから、未然に防がなければなりません。現在は維持管理の予算確保が不十分であり、十分な対応が困難な状況であります。そういうことで、維持管理負担金の改定を行い、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 3つの流域下水道について説明いただきましたが、43円から47円への負担金値上げの具体的な理由というか、経営が厳しいのはわかっているのですが、3つの流域の負債額はそれぞれ幾らでしょうか。というのは、今回は負担金を統一しようということが目的のような気がするんですね。これを地ならしするために少し不都合があるのかと思ったんですが、それぞれの下水道でどれくらいの負債があるのかお願いします。

○桑江良光下水道課長 3流域ございますが、特別会計としては一本化しておりまして、流域ごとに幾ら起債残高があるかはわかりません。

○奥平一夫委員 これまでの負担金と言いますか、3つの流域の、特別会計と

して1つあるんですが、下水道事業としては3つあるんですよね。それぞれの使用料は統一した金額なのですか。それとも違うのですか。

○小渡亨委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から奥平委員へ質疑は各議案ごととしていると改めて説明したところ、3議案は関連しているので一括して質疑したいとの申し入れがあり、執行部と調整した結果、一括して質疑することとなった。)

○小渡亨委員長 再開いたします。

乙第26号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案の3件については一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 使用料が各流域ごとに違うのか同額なのか、その辺お伺いします。

○桑江良光下水道課長 各市町村から県がもらうものは、暫定的に、1立米当たり43円となっております。各市町村全部同じです。

○奥平一夫委員 これはこれまでもそうということですか。

○桑江良光下水道課長 これまでもそうでございます。

○奥平一夫委員 ちなみに下水道使用料も同額ということによろしいですか。

○桑江良光下水道課長 それは各市町村の状況がありまして、各市町村は県に維持管理負担金を支払うと同時に、自分たちの維持管理をしないといけませんから、市町村によって上乘せする料金は違いますから、各市町村によって違います。

○奥平一夫委員 今回の値上げによって、統一しようという考えかと思いますが、当該市町村には説明は行っているのでしょうか。

○桑江良光下水道課長 説明して理解してもらっています。

○奥平一夫委員 これは各市町村とも住民の皆さんと合意はできているということですか。

○桑江良光下水道課長 行政としての調整をやっておりまして、その後市町村が使用料の改定について住民に説明するということになると思います。

○奥平一夫委員 これから恐らく住民説明でかなり不満が出てくると思っておりますが、そもそも流域下水道というのは非常に無理があると私は10何年前からずっと見ているんです。ここに来て今負担金もそうですが、使用料についてもかなり上昇してきているんじゃないかと思っております。ちなみに今の流域下水道の、管渠の長さは、各事業でいいのですが、今何キロメートルくらいなのでしょうか。質疑を変えます。これから管渠を延ばす計画はありますか。

○桑江良光下水道課長 中城湾流域下水道の場合、管渠の整備は終わっております。中部流域下水道に関しては、あと数キロメートルでほとんど終わりに近づいていると。そして中城湾南部流域下水道は、平成14年に供用開始しておりまして、これから新中城幹線と言いますか、向こうの方が数キロメートル残っております。

○奥平一夫委員 例えば中部流域下水道の中で、管渠の取りかえは始まっているのですか。まだ事業が始まってからの当初の管渠を維持して使用しているのですか。

○桑江良光下水道課長 実際にはルートの変更等で不用になった幹線がございます。それは間詰めて、そしてそのほかに、先ほどパネルで道路陥没したところもお見せしましたが、あのように管が老朽化しているところは、管を更生しております。

○奥平一夫委員 流域下水道は何百キロメートルもつないでいくわけですから、整備が終わるまでの間に取りかえが始まるという繰り返しになるわけで、ですから私としては非常に疑問がありますが、ここまで整備されているわけですから、これに反対というわけではありません。下水道事業は非常に大事です

から。では、それぞれの流域下水道の加入率はどれくらいですか。

○桑江良光下水道課長 処理人口普及率で申しますと、中部流域下水道が83.1パーセント、中城湾流域下水道が65.8パーセント、中城湾南部流域下水道が19.4パーセントでございます。これは実際使える状態になっているということでございます。

○奥平一夫委員 83パーセントは結構高いですが、65.8パーセントというのは少し気になる数字ですし、中城湾南部流域下水道はこれから管を引いて整備していくということで、いつも問題になるのは維持管理のために加入率をふやしていけないと維持管理費が出てこないというのがありますから、この努力もぜひお願いしたいと思います。ちなみに今回の値上げにより、総額で幾らくらいの収入になりますか。

○桑江良光下水道課長 有収水量が平成18年度で8600万トンです。4円上げますから、3億4400万円になります。

○奥平一夫委員 4円上げることによって3億円余りの収入になり、事業が安定していくということだと思んですが、この議案の中に、平成20年10月1日から当分の間と期間があいまいになっているのですが、これはどういう理由からですか。

○桑江良光下水道課長 県の中期見通し等では、使用料や負担金等については3年程度で見直ししなさいとなっておりますが、実際に運転して行って、その状況を見ると言いますか、やはり3年ごとくらいには検討はしようと思っております。ただ実際に見直しするかはその時点で決めると。それで当分の間と書いております。

○奥平一夫委員 ということは、3年後には再値上げもあり得ると理解してよろしいですか。

○桑江良光下水道課長 可能性としてはあり得ます。

○奥平一夫委員 流域下水道事業というのは維持管理が大変で、常に管渠を取りかえていくのが延々と続くわけで、値上げの構図も大体わかっているんです。

これは住民を説得する自信はありますか。

○桑江良光下水道課長 3流域統一した場合には、維持管理負担金というのが全国では1立米当たり78円ですが、全国の55パーセントなんです。沖縄県は47円にしますと、採算がとれるような状態になっていまして、上げるにしても最終51円まで上げれば大体維持管理をやっていけるんじゃないかと思っております。ですから今後たくさん値上げしていくという状態ではございません。

○奥平一夫委員 私は公共下水道に反対しているわけでもないし、非常に大事な事業だと思っているのですが、過大な事業費をかけて、何百キロメートルもの管渠をつくることで、負担が相当増大し県財政にも大きな負担を与えるし、住民負担もかなり大きくなっていくということだけ指摘したいと思うし、51円で将来は大丈夫というお話ですが、それはなかなか想定できないと思います。そういうことは慎んだ方がいいと思うね。また言質をとられて何年か前にそう言ったという話になるとまずいですし。いずれにしても、できるだけ住民負担がないような、皆さんがいつも言っている選択と集中による行政をしっかりとやるために、かなりしっかりとやっていただきたいと思います。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 平成20年度の下水道特別会計予算の中の、分担金の収入ですが、52億円組みましたが、実施時期を見て10月1日からということで、年度途中からの負担金の改正になりますが、これは予算もそのように査定して計上してあるのですか。

○桑江良光下水道課長 はい、そのようにしてございます。

○高嶺善伸委員 一般会計からの繰り入れが約5パーセント、7億円くらいあるのですが、基本的な考えとして、下水道の特別会計としては一般会計からの繰り入れはこの水準で維持するのですか。それともなくしていく形で、負担金に転嫁する予定なのですか。見通しをお聞かせください。

○桑江良光下水道課長 一般会計からの繰り入れ分としまして、総務省の基準による繰り入れがございまして、それに関してはそのまま繰り入れてもいいんじ

やないかと。そのほかに、地方公営企業法の第17条の2に基づいて繰り入れている分もございます。それに関してはなくしていく方向で考えるべきかと思っております。

○高嶺善伸委員 地方公営企業法の第17条の2相当の予算は、平成20年度の7億3000万円の中ではどれくらいの金額になりますか。

○桑江良光下水道課長 全体で約7億3000万円ほどありまして、基準内繰り出しが約4億円ですから、3億3000万円ほどになります。

○高嶺善伸委員 一般会計から繰り入れする相当の経費を、あえてなくすような方向で負担金をふやしていくのは、むしろ地方公営企業法の第17条の2に沿って、繰り入れを継続していった方が負担軽減になるのではないですか。

○桑江良光下水道課長 ごもったもな御指摘だと思います。ただ、今維持管理は四苦八苦してやっている状態でございます。先ほども道路陥没をごらんに入れましたが、本当ならその陥没を防ぐため管渠を計画的に更生していかないといけないんですが、それが今できない状態でございます。そういう維持管理を計画的にしていくためには、維持管理負担金の改定がどうしても必要でございます。

○高嶺善伸委員 私は事業の採算に見合う負担金の適切な改正は必要だと思っているんです。地方公営企業法で必ずしも独立採算だけではなくて、一般会計から繰り入れ相当の経費についてまでなくす方向で検討して、負担金に転嫁するというよりも、財政課と協議の上、適切な繰り入れについて必要であれば要求していったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、今後検討してください。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 先ほど沖縄県は47円にしたい、他都道府県は全国で78円ということでしたが、これの根本的な要因はどういうことなのですか。

○桑江良光下水道課長 これは私的な意見になりますが、下水道の発達の歴史

にあると思います。沖縄県は米国民政府によって下水道事業が始められ、ある程度整備されてきて、それで県に引き継がれたものですから、下水道の負担金が最初低かったのではないかと思います。それに見合っただけで各市町村も使用料を決めております。ですからそれに基づいて負担金も上がってきております。もう1点はやはり高率補助があると思います。

○照屋守之委員 今回の議案で47円ですよ。各市町村が意思決定するわけですが、今現在の市町村の対応はどうなっていますか。今の議会で議案として出ているのですか。

○桑江良光下水道課長 市町村にはいろいろ状況があるようでして、必ずしも県と整合性をとっているわけではございません。

○照屋守之委員 ということは、市町村は県の今の議会の動向を見て、6月議会や9月議会で対応していくと考えていいのかな。

○桑江良光下水道課長 市町村がどのような対応をするかは、実際市町村に問い合わせますと負担金の改定をするのが8市町村です。しない市町村が5市町村ございまして、未定が2市町村です。あるという市町村も、時期は一定ではなく、平成20年4月の予定というのが多い状況です。

○照屋守之委員 値上げしない市町村が5市町村ということは、47円に値上げしても、それぞれの市町村の下水道の特別会計の予算の範囲で吸収できるということで、直接利用者に負担はお願いしないということなのではないでしょうか。

○桑江良光下水道課長 よろしいかと思います。

○照屋守之委員 5市町村はある程度特別会計もゆとりがあって、値上げ分は現在のもので吸収して、利用者には転嫁しないということですね。例えば転嫁するところは、市町村も大体同じ金額が転嫁されて市民から徴収するのか、あるいは県に支払う部分に若干上乘せして、また市民にお願いするのか、そういう状況は把握していますか。

○桑江良光下水道課長 各市町村ごとの状況がございまして、一概には申し上げられませんが、県が負担金改定をしたら、市町村も使用料の改定をすると思

います。その場合、例えば月20立米使う家庭で、約110円の値上がりになるんじゃないかと、そういう形で市町村は実施するんじゃないかと思います。

○照屋守之委員 この下水道の維持管理は、さっきの道路陥没するような状況まで起こっているというのは、緊急の維持管理の予算がこれだけだから整備できないということは絶対やめてくださいよ。今ある管が、どういう状況になっているか把握して、優先順位をつけてある程度予算組みをして、それに見合う分をどうするか考えていかないと、利用者に対して大変失礼な話よ。そういう維持管理の全体的な予算も組んで、計画的にそういう整備をやって、利用者負担をお願いするという対応にしていかないと、予算がないからそういう対応もできませんというこんな現状では話になりませんよ。きちっと計画をつくってもらって、県民にも理解できるように、こういうことで値上げをお願いしますだったら理解しますよ。この機会にぜひそのことも含めて対応をよろしく願います。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 先ほど復帰前の下水道整備の件で、米国民政府による整備の引き継ぎがあって、全国平均よりは数字が軽いとありましたが、米国民政府が敷設したその下水道の県や市町村への引き継ぎは、どういう流れで引き継ぎされたのですか。私は沖縄市比屋根に住んでいるのですが、この地域は昔外人住宅がたくさんあって、外人住宅が使った下水道が今も利用されているんです。ですが市の公共下水道にはつながっていない。単独で生きているんですね。その辺の処理の仕方が、一部地域で未整備のまま放置されているんです。いつまでもこのまま放置されると、老朽化ゆえのトラブルもあるんですよ。その下水道が整備されているところが民間地域に張りめぐらされていて、改めて土地を取得した人が再開発しようとしたら、マンホールや管が出てきて、その結果再開発ができないとか、いろいろなトラブルが現実にあるんですね。その辺をどこかで整備しないと、あの地域一帯の財産権が侵害されているという現実があり、しかも放置されていて、今後の見通しも立っていないものですから、その辺を県として把握していますか。

○桑江良光下水道課長 今の下水道の接続の仕方は、基地は市町村に接続して、市町村の管を県に接続するという形でございまして、実際にこういうところは

市町村がやっております、県としては掌握しておりません。

○**金城勉委員** この問題は、今後ますますトラブルが起こってくる可能性が高いんですね。老朽化してきて、管が詰まったり、さまざまなケースが今でも起こっていますから。その地域と沖縄市とのやりとりがうまく運んでいないんですね。そのところは民間で組合をつくって、任意に処理機関を設置してあります。しかし今のまま放置されたら大変なことになるとというのが予想がつくんですよ。ですからこの辺は、皆さんも沖縄市と連携をとってもらって、情報をしっかり把握した上で、復帰前の施設をどのように処理するのか、あるいは国もかかわるのか、ぜひ実態を調査して、今後の方針を検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○**桑江良光下水道課長** 沖縄市と情報交換しまして、対応していきたいと思っております。

○**小渡亨委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**小渡亨委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案から乙第28号議案までの3件に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○**首里勇治土木建築部長** ただいま議題となりました乙第29号議案公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を説明いたします。

議案その3の72ページをお開きください。

本議案は、大宜味村特定環境保全公共下水道の終末処理場の詳細設計に要する経費の一部を当該市町村に負担させるため、過疎地域自立促進特別措置法第15条第8項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本負担金の徴収額は、当該年度の事業費から国庫補助金を控除した額の2分

の1に県の起債相当残額を加えた、365万円であります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 この制度の仕組みを教えてください。国庫補助を利用しながら、県が事業を行って、負担金を当該市町村からいただくということですか。

○桑江良光下水道課長 この制度は平成3年度に創設され、過疎地域で財政力や技術力が十分でないところを、県が公共下水道の根幹施設を、今回の大宜味村の場合では浄化センターを建設するのですが、やることにより過疎市町村の財政負担は軽減するものでございます。実際にはそれを適用しましたら、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律による国庫補助率のかさ上げがございまして、それが今年度は19パーセントかさ上げになります。そして費用負担としては、県が地方負担額の2分の1以下を負担するということになります。ですから大宜味村にとっては非常に事業がやりやすくなるということになります。

○奥平一夫委員 沖縄県の過疎市町村で、この制度を利用しているのはこれまで幾つの自治体がありますか。

○桑江良光下水道課長 竹富町と座間味村がございまして。

○奥平一夫委員 この場合、維持管理費は当然当該町村が持つということですか。

○桑江良光下水道課長 そのとおりです。代行制度というのは、市町村が事業をやるには技術的にも難しいと、そういうところを県が代行してやると。だからあくまでも建設の段階の制度でございまして。

○奥平一夫委員 この3つの公共下水道事業の実態はどうでしょうか。加入率や負債が出ているのかということです。

○桑江良光下水道課長 大宜味村は平成18年度から事業を実施しておりますから、実績はありませんので、座間味村と竹富町について説明しますと、普及率が竹富町で8.0パーセントです。竹富町の場合、竹富島しか下水道整備をしていないものですから、全体的には8.0パーセントとなっております。水洗化率はちなみに100パーセントです。座間味村が63.6パーセントでございます。

○奥平一夫委員 普及率が100パーセントというのは、下水道管を引いて、そこに対象世帯が全部加入しているということですか。

○桑江良光下水道課長 そのとおりでございます。

○奥平一夫委員 さっきの8パーセントというのは、事業がまだ8パーセント程度だと理解していいですか。

○桑江良光下水道課長 竹富町は西表島やいろいろな島々がございます。そういうところでは下水道事業をやっていないで、竹富島しかやっていないものですから、普及率というのは行政人口が分母にくるものですからそういうことになります。

○奥平一夫委員 特に過疎地域は財政的にも厳しいのがあったりして、例えば水洗もある意味垂れ流しで、ただで捨てていたのが、下水道を敷設することにより有料で捨てなければならないという、公共下水道に対するいろいろな認識も都会部とは違うなというのがあるので、そういう過疎地域は加入率も低くて、赤字財政ではないかと思ったものですから。この2つの会計は赤字ですか、黒字ですか。

○桑江良光下水道課長 経費回収率を申しますと、竹富町が15.0パーセント、座間味村が14.1パーセントでございます。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 2500万円の事業費の国庫、県の負担金額は幾らですか。

○桑江良光下水道課長 内訳ですが、平成19年度は実施設計の調査費でして、国庫補助率が10分の6です。それに19パーセントかさ上げしまして、補助率が0.714となります。その残りを県と村で案分いたします。そうしますと県分として357万5000円になります。ただ、起債が10万円単位でしか起債できないものですから、県が負担できるのは350万円で、起債の残り7万5000円と村の負担分357万5000円を足すと365万円ということになります。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第31号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 ただいま議題となりました乙第31号議案指定管理者の指定について、その概要を御説明いたします。

議案その4の2ページをお開きください。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者については、土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運営委員会の審議を経て、特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会を選定しております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

この後、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○与那覇義博海岸防災課長 それでは、概要について御説明いたします。お手元にお配りしてあります平成20年度第1回沖縄県議会乙第31号議案の説明資料を参照しながら説明したいと思います。

1 ページ目の施設の概要です。施設名は、金武湾港宇堅海浜公園(宇堅ビーチ)です。位置が、うるま市具志川字宇堅で、2 ページの位置図も参考に見ていただきたいと思います。隣には、沖縄電力株式会社の具志川火力発電所が隣接しております。施設整備期間は、平成2年度から平成17年度でございます。施設概要は、3 ページの写真も見ながら説明させていただきます。まず駐車場でございます。写真の真ん中あたりに丸で示しております、252台分を整備しております。中央更衣室棟は右側の方にございまして、管理事務所、売店、男女更衣室等鉄筋コンクリート2階建てでございます。そして南側の更衣室棟ですが、写真では左側にございます。男女更衣室で、シャワー、トイレを含んで鉄筋コンクリート平屋建てでございます。次に、休憩所でございます。これはいわゆるあずまやという表現をしております、これが海浜の連なるところで9カ所ございます。安全情報伝達板というものが、中央更衣室棟の上の方に設置してございます。これが1カ所です。次に照明灯ですが、これについては17基を水銀灯で設置しております。もう一つは浄化槽と機械室で、写真の左手の方に設けてございます。経緯ですが、資料を読ませていただきます。「金武湾港宇堅海浜公園は、金武湾港の「美しい港づくり」とタイアップした海辺として、自然と触れ合える日常的な親水空間と、海洋性リゾートの保養空間を創出することにより、本地域を含めた中部地域の活性化と、産業の振興に寄与する新たな海洋都市の創造に向け、海岸保全施設と合わせて人口ビーチとレクリエーション施設を整備したものであります。平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されたことに伴い、海水浴場としての機能の増大と、利用者の利便のさらなる向上を目的として、平成17年度から平成19年度までうるま市が指定管理を行ってきました。今回、指定期間満了に伴い、平成20年度からの指定管理者として、特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会を候補者として選定しております。」そして、新たな指定期間として平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間を予定しております。4 ページの方ですが、利用状況等を示した写真でございます。

以上でございます。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第31号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 13年間うるま市が管理してきました。これまでの利用状況や収支等の3年間の実績を御案内いただけますか。

○与那覇義博海岸防災課長 平成17年度から指定管理を行っておりますが、入客数については約19万4000人で、年度ごとに申しますと平成17年度実績が5万6920人、平成18年度が6万8833人、平成19年度がまだ見込みですが、約6万8000人と、合計しますと19万3753人ととらえております。収支決算ですが、平成17年度からの指定期間の収支決算については、県海浜公園3年間の収入が、一般繰り入れの約7420万3000円を含めて、1億357万3000円です。支出は同額の1億357万3000円となっております。

○照屋守之委員 一般会計からも繰り入れて、うるま市は管理をやっていたわけですか。

○与那覇義博海岸防災課長 はい、そういうことです。

○照屋守之委員 そういう利用状況の3年間を経て、運営費が1億円余りかかって一般会計から約7400万円を繰り入れて運営してきたわけですね、それを3年間終えて新たに指定管理者を選定してやっていくわけですが、数字的には特定非営利活動法人だから、収支という面ではあれですが、やはりとんとんぐらいまでには持っていけないといけない。これまでの3年間を経てその課題がありますよね。それは大丈夫ですか。

○与那覇義博海岸防災課長 一般会計からの繰り入れがある中で、原因としては地理的に主要道路から離れているのかなと。そういう中で、一般の方の認知度が低いということになります。もう一つは駐車場が安座真サンサンビーチと比べて若干少ないですが、駐車場の料金収入等ですね、駐車場の管理の仕方もう少し工夫すべきものがあるのかなということと、もう一つは漁業協同組合と使用に当たっての調整等がございまして、その辺が収益事業を図っていく上で制約があったということもあって、その辺がクリアできた中でそういう形の見通しを見込んでいるということです。

○照屋守之委員 このビーチを運営管理するのに、監視員や電気、水道等も含めて、最低限の経費はどのくらいですか。

○与那覇義博海岸防災課長 施設管理等に係る総計としまして、約3000万円程度を見込んでいるということです。

○照屋守之委員 これは1シーズンで、何月から何月までというのもありますよね。

○与那覇義博海岸防災課長 1年間の見込みということでございます。

○照屋守之委員 だって、冬場は使えないでしょう。

○与那覇義博海岸防災課長 今のところ冬場は使われておりません。1年間の中で、夏場と冬場で変動がございます。

○照屋守之委員 次に管理する側も3年間の実績やそれに見合う収入、3年間で1億円余りかかっている等も含めて、そこに新たな事業を入れたりとかして、何とかとんとんぐらいまでに持っていけるという収支計算が出ているわけですね。

○与那覇義博海岸防災課長 そういうことでございます。

○照屋守之委員 そのポイントはどういうところですか。これまで役所が管理していたときと新たな管理者との違いは。

○与那覇義博海岸防災課長 先ほどもちょっと申しましたが、場所的に余り一般県民に認知されにくい場所であると。だからまず広報活動等を通して多くの利用者呼び込みたいと。うるま市もその辺で案内等に不備があり、少し弱かったという気がしているということです。そういう中でうるま市と一緒に広報活動をやっていくということで、もう一つは特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会が、自分たちのルートで本土企業へのアピールも図れると。そういう意味でPRにもう少し力を入れていけば、集客数がふえていくということです。もう一つは漁業協同組合等と連携して、マリンスポーツ等を行っていきたいということで、その辺の漁業協同組合との調整をして、一緒に取り組める環境になったということでございます。もう一つは使用シーズンですが、今回予定している方々は、冬場でも利用できるような方法として、エイサー等沖縄

芸能を開催し、利用拡大を図っていけるという中で、その辺の収支が見込めるということでございます。

○照屋守之委員　ということは時間帯も例えば朝から夜の10時ごろまで利用できるとか、そういうところまで改定していくのですか。

○与那覇義博海岸防災課長　今からの調整になりますが、そういうもの等も含めて検討していくということでございます。

○照屋守之委員　3年間合計で約19万4000人入っていますよね。私はこの数字は相当大きいのではないかと思っているんですよ。だからこれで採算がとれないということになれば、利用者数がどのくらいになったらというものもあるのですか。

○与那覇義博海岸防災課長　これは次の安座真サンサンビーチとの比較になりますが、この利用者数は安座真サンサンビーチの約50パーセントでございます。ですからそれからすると、もう少し集客見込みがあるということでございます。もう一つは漁業協同組合との調整の中で、新しく事業展開が可能になってきているということでございます。

○照屋守之委員　そうなるとこれまでの施設では、さっきのエイサー等の話もあるわけですから、例えばこの中に新たな施設をつくったりということを想定して考えているかもしれませんね。そうするとそれぞれの管理者が、ある程度裁量をもって使える建物をつくったりとかいうものも、認めていくような方向になっていくのですか。

○与那覇義博海岸防災課長　新しい施設展開は今のところございませんが、ただ利用に当たって、例えば売店施設の設置とか、バーベキューセットの貸し出しの増大とか、そういうもの等は考えていけるということです。

○小渡亨委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○小渡亨委員長　質疑なしと認めます。

よって、乙第31号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 ただいま議題となりました乙第32号議案指定管理者の指定について、その概要を説明いたします。

議案その4の3ページをお開きください。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

中城湾港安座真海浜公園の指定管理者については、土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運営委員会の審議を経て南城市を選定しております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

この後、担当課長から詳細な説明をさせたいと思います。

○与那覇義博海岸防災課長 それでは、お手元の平成20年第1回沖縄県議会乙第32号議案説明資料に基づいて説明させていただきます。1ページの施設概要ですが、施設名が、中城湾港安座真海浜公園、安座真サンサンビーチでございます。位置は、南城市知念字安座真でございます。2ページの位置図等を御参考に確認いただきたいと思っております。施設整備期間は、平成3年度から平成11年度まででございます。施設概要ですが3ページの写真を参考にさせていただきたいと思っております。まず駐車場は335台で、写真では四角で囲んだ部分でございます。管理事務所棟、売店、男女更衣室、シャワー、トイレを含む鉄筋コンクリート平屋建てが1カ所でございます。これは写真の真ん中でございます。男子更衣室、女子更衣室が、シャワー、トイレを含んでそれぞれ1カ所でございます。これは写真では下の方になっております。休憩所は、これもあずまやでございますが、12カ所設置されております。給水塔、高架水槽、浄化槽及び機械室、照明が28基でございます。経緯としまして資料を読ませていただきます。

「中城湾港安座真海浜公園は、中城湾港の美しい港づくりとタイアップした海辺として、自然と触れ合える日常的な親水空間と、海洋性リゾートの保養空間を創出することにより、本地域を含めた南部地域の活性化と、産業の振興に寄与する新たな海洋都市の創造に向け、海岸保全施設と合わせて人工ビーチとレクリエーション施設を整備したものであります。平成12年度の供用開始から南城市(旧知念村)に管理委託し、平成15年の地方自治法の改正により指定管理者

制度が創設されたことに伴い、海水浴場としての機能の増大と、利用者の利便のさらなる向上を目的として、平成17年度から平成19年度まで南城市が指定管理を行ってきました。今回、指定期間満了に伴い、平成20年度からの指定管理者として南城市を候補者として選定しております。」新たな指定期間としましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間でございます。4ページには、先ほどと同じように利用状況を示した写真がございます。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 平成12年の共用開始から、指定管理はずっと行政側がやっ
てきているわけですか。

○与那覇義博海岸防災課長 当時は指定管理者制度ではなく、地元市町村の知
念村が委託管理という形で管理してきております。

○新里米吉委員 指定管理者制度が平成15年度から施行されましたが、その後
ずっと、そして今回も民ではなく官がやるのですかということです。

○与那覇義博海岸防災課長 平成17年度に指定管理者を受けまして平成19年度
までやってきておりまして、新たに指定管理者の募集をして、南城市が候補者
として選定されたということでございます。

○新里米吉委員 ほかに手を挙げるところがなかったのですか。

○与那覇義博海岸防災課長 安座真サンサンビーチについては、南城市と民間
のもう一つの団体が応募してございます。

○新里米吉委員 さっき宇堅ビーチが繰り入れをしたという話がありましたが、
ここについてもこの間そういう運営をしてきているのですか。

○与那覇義博海岸防災課長 安座真サンサンビーチについては、逆にトータル的に収益を生んでおります。

○新里米吉委員 官と民が手を挙げて官になったというのは、何か理由があるのですか。

○与那覇義博海岸防災課長 土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運営委員会でその辺の審査を行っていくわけですが、そのときにいろいろ審査項目がございます。募集要項に掲げた選定基準を5項目設けまして、1番目に県民の公平な利用を確保できるものであること、2番目に海浜公園の効用を最大限に発揮させるものであること、3番目に効率的な管理がなされるものであること、4番目に事業計画に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること、5番目として、4以上のもののほか、海浜公園の設置目的を達成するための十分な能力を有するものであるという基準を設け、それぞれの委員が評価して、南城市が選定されております。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 指定管理者制度は土木建築部長の在任中にやられたのですが、この効果や実績のほどはどのような感じですか。行財政改革の官から民へという流れでこの制度ができたわけですね。3年間を終えて、それについての総括みたいなものができますか。

○首里勇治土木建築部長 今のところ2カ所ですが、一応は指定管理者について官も民も希望者はございましたが、いろいろな背景等を考えながら土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運営委員会で議論をする中でヒアリングをしながら、結果的には当初は官官でやりました。今回宇堅ビーチについてはうるま市の方がおりたということで結果として1社しかなかったという状況の中で決まったわけですが、基本的にはこれからも官から民へという流れは変わらないという感じがします。ただ、安座真サンサンビーチについては、これまでの実績が大分評価されたようで、今後いろいろな形で、民が資金的な面も含めてもっと力をつけて、技術力も対応できるような状況に来れば、官から民への流れは今後行くだらうと考えております。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 施設の運用状況を教えてもらいたいと思います。男女更衣室及び管理事務所にあるシャワー、トイレは有料ですか。

○与那覇義博海岸防災課長 シャワーは有料でございます。

○高嶺善伸委員 補助事業施設を有料で運用することができる根拠は何ですか。

○与那覇義博海岸防災課長 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例で行っております。

○高嶺善伸委員 売店はどのような状況ですか。

○与那覇義博海岸防災課長 売店にはパンとかそういう食品販売と、自動販売機等を設置し利用しているところでございます。

○高嶺善伸委員 保健所の営業許可等も必要な施設利用まで許容範囲ですか。

○与那覇義博海岸防災課長 ここにおけるものはそういう許可を必要とするものではないでございます。

○高嶺善伸委員 自動販売機、物品販売等含めて、それが収益事業をしてもいいということで、容認される範囲というのは、法律や条例、指定管理者との契約とか、そういう範囲ですか。どちらが根拠になっていますか。

○与那覇義博海岸防災課長 収益に係る自主事業として行っているものでございます。

○高嶺善伸委員 そうすると今後とも市町村も含めて、補助事業で設置された公の施設を、指定管理者制度を導入しようという場合には、指定を受けた管理者が自主事業として、ある程度収益事業はやってもいいということでよろしいですか。

○与那覇義博海岸防災課長 はい、収益するための事業はございます。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 先ほど宇堅ビーチの収支がありましたが、安座真サンサンビーチの収支について、トータルでいいので教えてください。

○与那覇義博海岸防災課長 安座真海浜公園の3年間の収入は、単年度一般繰入で173万6000円を含めて2億548万3000円で、支出が2億146万1000円で、トータルで228万6000円の収益があります。

○金城勉委員 ということは、228万6000円から173万6000円を引いた分が収益と理解していいですか。

○与那覇義博海岸防災課長 収支決算としまして402万2000円で、実質収支としましては228万6000円でございます。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 先ほど土木建築部長が、指定管理者制度が3年経過して行財政改革の効果が出ているという話をされていましたが、ちなみに安座真サンサンビーチの平成12年から平成17年まで県が委託した委託管理費と、指定管理者の管理費にはどのくらい相違があるのですか。

○末吉健作港湾課長 平成12年度から平成16年度までは港湾課で所管しておりました。正確なところはあれなんです、基本的に安座真サンサンビーチについては、県からの委託管理費は払っていなかったかと考えております。安座真サンサンビーチという形で特定しているわけではなく、当時の知念村の中にある港湾の管理ということで、頭でぽんと知念村には委託費用として払っていたものですので、それが安座真サンサンビーチにどうなのかというところまでは、よくわからないという状況です。

○奥平一夫委員 つまり港湾管理費として、県から大きく出されていてということですか。

○末吉健作港湾課長 一般論で申し上げますと、例えば周辺の座間味村や渡嘉敷村あるいは竹富町管内でも、県の管理する港湾がありますが、当該市町村に、平成20年度は港湾の管理として幾らでお願いしますねと頭でやっているもので、そういった状況でございます。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後は1時20分から再開いたします。

午後12時6分 休憩

午後1時26分 再開

○小渡亨委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成16年第92号外41件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

首里勇治土木建築部長。

○首里勇治土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります陳情に関する説明資料により、順次説明いたします。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところについて説明いたします。

まず、18ページの陳情平成18年第44号の4離島・過疎地域振興に関する陳情について説明いたします。

1の交通機関についての(11)祖納港の早期改修整備についてであります。

祖納港は、平成17年度までに-5.5メートル岸壁や防波堤等の整備を完了して

おります。

静穏度の改善については、平成18年度に概略的な調査を行ったところであり、今後、防波堤の設置位置や延長及び建設費用や利用状況などの調査・検討を行っていきたいと考えております。

次に、28ページの陳情平成18年第120号建設業談合問題への対応に関する陳情について説明いたします。

1について、損害賠償金については、平成15年1月1日以降締結した契約については、工事請負契約書第51条の2第1項の規定に基づき、契約金額の10パーセント相当額を違約金として請求いたします。

また、平成15年1月1日前（平成14年）に締結した契約については、民法第709条の規定に基づく損害賠償金として、違約金条項や判例等を総合的に勘案して、契約金額の10パーセント相当額を請求いたします。

損害賠償金の減免については、工事請負契約書の規定、国や市町村等の負担割合に基づく返還、最近の裁判例、市民オンブズマン等からの提訴が想定されること等から困難であります。

2について、損害賠償金の納付は原則として一括払いとなっておりますが、企業からの申し出があれば、企業の財務状況に応じて、沖縄県財務規則の規定に基づき、5年間を限度として年1回の無利息・無担保の分割納付を認めることとしております。なお、5年の納付期限後も履行できない場合は、再度5年の履行期限延期の特約をすることも検討しております。

また、無資力又はこれに近い状態にある企業については、当初より10年間の分割納付を認めることとしております。

3について、共同企業体の構成員に対する損害賠償金の請求については、工事請負契約書第51条の2第2項において、共同企業体の代表者であった者及び構成員であった者は共同連帯して賠償金を支払うことが規定されております。

このため、県は、債権者として債権保全の観点から連帯債務者であるすべての構成員に対して等しく請求するものであり、一方の債務者に対して債権の一部のみ請求することは、困難であります。

また、県が以上の減免や債権放棄を行った場合、県の財産を損なったとして住民訴訟が提起されるおそれがあります。

4について、内閣府の独占禁止法基本問題懇談会の最終報告書については、平成19年6月26日に報告されております。

それによると、「公正取引委員会の違反金と損害賠償（違約金）等との関係については、違反行為の抑止のためには、抑止につながるさまざまな法執行手段があることが効果的であり、これらの手段がそれぞれの機能を発揮すること

が期待される。個々の措置等はそれぞれの趣旨・目的が異なっており、違反金と民事上の損害賠償金等との調整を制度上図る必要はない」というものであります。

県としては、損害賠償金請求については、法令、工事請負契約書及び沖縄県財務規則に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、31ページの陳情平成19年第38号沖縄都市モノレールの延長検討における浦添ルート案選択に関する陳情について説明いたします。

延長ルートの選定に当たっては、沖縄都市モノレール延長検討委員会を開催し、利便性や経済性等の評価指標を定め、6つの延長ルート案について需要動向、整備効果、経営採算性等を検討し、特性を比較した上で、福祉センター改良案及び浦添ルート案の2案に絞り込んだところであります。

今後、3月21日開催予定の第7回沖縄都市モノレール延長検討委員会で、PI結果も参考に総合的に審議され、延長ルート推奨案が選定される見込みであり、それを受けて、事業主体である県と那覇市において、国や関係機関と協議した上で、正式に延長ルート案を決定する考えであります。

次に、35ページの陳情平成19年第95号浸水被害に対する緊急支援措置に関する陳情について説明いたします。

今回の安里川はんらんを受け、我が国における河川工学の専門家で構成する安里川出水解析検討委員会を設置し、その指導助言を得ながら調査解析を行いました。

その結果、委員会においては、このはんらんはまれに見る大雨によって現況の治水安全度を大幅に超過する洪水により発生したものであり、工事による影響についての定量的な評価は困難と判断されており、県としても同様に考えております。

はんらんは蔡温橋上流の未改修区間の流下能力55立方メートル毎秒を大幅に超え、2倍に相当する110立方メートル毎秒の流量が発生したために生じていることから、自然災害であり補償の対象とはならないものと考えております。

次に、36ページの陳情平成19年第97号の3蔡温橋道路改修工事が原因で河川がはんらんしたことによる被害者補償を求める陳情、38ページの陳情平成19年第116号水害の原因究明、今後の対策及び損害補償に関する陳情及び39ページの陳情平成19年第117号の2集中豪雨による被害救済を求める陳情については、先ほど説明いたしました陳情平成19年第95号と修正のあった処理概要が同じですので、説明を省略いたします。

次に、新規に付託された陳情5件について説明いたします。

まず、41ページの陳情第10号沖縄都市モノレールの延長検討における浦添ル

一ト案選択を求める陳情については、先ほど説明いたしました陳情平成19年第38号と処理概要が同じですので、説明を省略いたします。

次に、42ページの陳情第11号県道長山港佐良浜港線の早期整備に関する陳情について説明いたします。

下地島空港佐良浜線における佐良浜集落内の道路は、線形が悪い上に勾配が厳しいことから、改良に向け検討した経緯があります。

検討を進める中で、拡幅に伴う墓地等の移転に際し所有者の合意が得られなかったこと、縦断勾配を緩和するためには段差が生じ道路隣接地への乗り入れ等の問題が派生したこと等もあって、地域の合意に至らず事業化できなかったものであります。

そのため、県では、地元の理解を得て、代替道路として長山港佐良浜港線バイパス道路の整備を進め平成12年度に供用しております。

また、県では、当該地域において伊良部大橋の整備を進めており、橋の供用後は、伊良部島内の交通状況は大きく変化するものと考えております。

このような状況から、伊良部大橋供用後の島内の交通変化を踏まえた上で、要望区間の整備について検討していきたいと考えております。

次に、43ページの陳情第22号談合問題に係る損害賠償請求に関する陳情について説明いたします。

談合事案に係る県の損害賠償金請求の基本的考え方につきましては、去る2月5日にマスコミを通して公表したとおりであります。

県としては、法令等に基づき、談合によって県がこうむった損害を回復すべく請求手続を適正に行ってまいります。昨今の建設業界がおかれた厳しい経営環境を勘案し、個々の企業の体力に応じた適切な納付方法を検討していくこととしております。

県議会による債権放棄の議決については、議員の提案により議決することが可能であると解されておりますが、議会におかれては、議決の当否について諸事情を総合的に勘案し判断がなされるものと考えております。

次に、44ページの陳情第26号の4離島・過疎地域振興に関する陳情について説明いたします。

まず、1の港湾整備についてであります。

前泊港については、現在、航路の拡幅及び防波堤(北)の整備を進めており、平成24年度の完成予定であります。

泊地のしゅんせつ及び岸壁のかさ上げ等については、その状況や実態を調査した上で、検討していきたいと考えております。

また、波除堤の設置については、防波堤(北)の整備後の港内静穏度を確認し、

その必要性も含め地元と協議したいと考えております。

野甫港については、平成18年度から北部振興事業により事業に着手しており、浮き桟橋、防波堤の設置、船揚場の拡張等の整備を予定しております。

また、待合室の設置については、現在の状況を調査し必要性も含め、今後、検討していきたいと考えております。

次に、2の本部港（エキスポ地区）のヨットハーバー施設整備についてであります。

沖縄振興計画において、国際的海洋性リゾート地の形成を図るため、観光・リゾート地のアメニティーを高めるマリーナ等公共インフラストラクチャーの整備の推進が位置づけられています。

これに基づき、これまでに沖縄本島で2カ所、離島で石垣港を初め3カ所の計5カ所のマリーナ等が整備され供用を行っているところであります。

また、整備中もしくは整備予定の箇所を含めると、沖縄本島で6カ所、離島で石垣港を初め3カ所の計9カ所のマリーナ等が配置されることとなります。

これらの既定計画を踏まえ、今後、本部港（エキスポ地区）も含め全県を対象に新たな公共マリーナの適地の検討を進めるとともに、離島も含めた各地域のマリーナ需要の把握や採算性の検討等を経て、新たな整備計画の策定に取り組んでいきたいと考えています。

次に、3の伊江島環状線(225号線)の整備促進についてであります。

伊江島環状線は、伊江村東江前を起終点として、島を一週する道路であり、島において生活用道路、観光道路としての役割を担っております。

西崎から西江までの約2.8キロメートル区間については、平成17年度までに整備完了しております。未整備区間につきましては、今後、当該地域の土地利用状況や開発計画及び費用対効果等を勘案しながら検討していきたいと考えております。

次に、4の南・北両大東空港の照明設備の整備についてであります。

南・北両大東空港は、平成9年7月に昼間着陸用空港として、運用時間8時から18時で供用開始しております。

滑走路灯及び滑走路中心線灯などの照明施設については、航空法施行規則第117条の規定により、夜間着陸用空港において整備の必要性が認められた場合に設置することになっていることから、国庫補助事業による夜間対応の照明施設整備は、運用時間等の観点から厳しい状況であると考えております。

しかしながら、急患輸送の安全性の確保は、離島における安全で安心した暮らしを支えるため欠くことができない重要な課題であると認識しております。

このため、今後、急患輸送の担当部署とも連携を図りながら、整備手法等を

検討していきたいと考えております。

次に、5の多良間港（普天間地区）の整備についてであります。

多良間港（普天間地区）については、平成13年度に防波堤、航路しゅんせつ、岸壁等の整備が完了しております。

航路入口の拡幅については、現在の状況を調査した上で、検討していきたいと考えております。

次に、6の水納港の整備についてであります。

水納港については、平成7年度に防波堤、物揚げ場等の整備を完了しております。

物揚げ場の補修、しゅんせつ等について概算事業費、投資効果等を調査検討した上で、村と調整し可能なものから整備していきたいと考えております。

次に、7の県道90号線の早期整備については、先ほど説明いたしました陳情第11号と処理概要が同じですので、説明を省略いたします。

次に、8の宮古圏域における県営公園の整備促進についてであります。

宮古圏域における広域公園の整備については、沖縄振興計画及び宮古都市計画区域マスタープラン等にも位置づけられており、県としてもその必要性は十分認識しております。

今後、新たな県営公園の整備については、県の財政状況及び合併に伴う都市計画区域の再編等を勘案しながら検討していく考えであります。

次に、9の白浜港湾の整備についてであります。

白浜港の-7.5メートル岸壁は復帰前に、西表島からパルプ材の搬出のため、5000トン級船舶対象に整備されました。

しかしながら、昭和47年に西表国立公園に指定された後は竹富町船浮や竹富町網取への定期船や建設資材等を輸送する不定期船が利用するに至っております。

当港湾入口付近の岩礁の撤去につきましては、今後、その必要性について調査・検討したいと考えております。

-7.5メートル岸壁の改修につきましては、大型フェリー等の利用の可能性も含め今後検討したいと考えております。

次に、10の祖納港湾内の静穏度改善に向けた沖合防波堤整備については、先ほど説明いたしました平成18年陳情第44号の4、1交通機関についての(11)と処理概要が同じですので、説明を省略いたします。

次に、11の現石垣空港の跡地利用についてであります。

現石垣空港の跡地利用計画については、平成17年3月に石垣市において石垣空港跡地利用計画基本構想を策定しており、平成20年度はゾーニングや土地利

用計画を含め、より具体的な計画を策定すると聞いております。

県としても、現空港跡地は新しいまちづくりの核となり、住民サービスの向上や地域活性化を図る観点から重要であると認識しており、効果的な跡地利用計画が策定され、速やかに跡地利用が図られるよう、今後も石垣市と連携して取り組んでいく考えであります。

次に、46ページの陳情第30号那覇市開南大通り（県道222号）の拡幅整備事業に係る地域活性化に関する陳情について説明いたします。

県道（222号）真地久茂地線は、那覇市域の東西を連絡する幹線街路であり、那覇高校前交差点から、開南交差点を経て与儀交差点に至る区間については、交通需要に対応するとともに、バス路線の走行環境を改善し、中心市街地並びに沿線商店街の活性化等にも資するため、延長約800メートル、幅員28メートルの4車線で、平成18年9月に都市計画決定しており、今年度から事業着手しております。処理概要は次のとおりであります

1の道路幅員については、交通需要や沿道状況に応じたサービス提供と費用対効果等を勘案し総合的に判断して、幅員28メートルとして都市計画決定しております。

2の多目的イベント広場（ポケットパーク）の整備については、バス停留所周辺等、必要性や用地確保の可能性を勘案の上、地域の協力を得て検討していきたいと考えております。

3の開南大通りについては、交通量が多く、4車線となることから、安全かつ円滑な交通を確保するため、中央分離帯を設置することとなります。

4の駐停車スペースの確保については、沿道の利用状況を勘案の上、荷さばき等の停車需要に対応するため、乗用車や小型貨物車が停車可能な、1.5メートルの停車帯を設置する計画となっております。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小渡亨委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 談合問題について、2月5日に県の方針を出しましたよね。これのプリントをもらえないでしょうか。

(執行部より委員全員に資料提供)

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 29ページ、陳情平成19年第15号の2座礁船撤去対策に関する陳情に対する処理概要が書いてありますが、その1の、小規模の放置座礁船撤去については、現在のところ国庫補助制度がなく、今後の検討課題であると、これは私も決算特別委員会か何かで質疑をしたこともありますが、今後の検討課題であるということは、これまでの間、課題として庁内で検討はしているのですか、していないのですか、。

○末吉健作港湾課長 例えば港湾区域であるとか漁港区域、漁場等いわゆる管理者が明確なところについては、以前の決算特別委員会で答弁いたしました。一般海域については例えば沖縄総合事務局が関係するところ、あるいは第11管区海上保安部の関連しそうなところとも意見交換をしてみたのですが、結論から申し上げれば、法的にカバーできる制度がないということでして、そういったことから今後の検討課題であるということで、処理概要の内容にしております。

○奥平一夫委員 これは昨年の6月ごろの陳情だと思うんですが、あれから9カ月近くたっているわけですね。処理概要としても検討課題であるとおっしゃっているわけですから、何らかの形で課題をクリアしていかないといけないと思うんですね。法定内における座礁船の問題は国や県が処理するけれども、それ以外についてはできないということはあってはならないと思うんですよ。ちなみに、これまでこういう小型船座礁の問題というのは、沖縄県が始まってどれくらいあるのですか。そしてその取り扱い経緯についても少し聞かせてください。

○末吉健作港湾課長 これから申し上げます内容は、第11管区海上保安部からいただいた資料で、過去3年間における乗り上げ海難隻数という数字がござい

ます。内訳は、貨物タンカーから始まり、漁船、遊具船、その他ということで、トータルで申し上げますと、平成17年が21隻、平成18年が15隻、平成19年が21隻という内容になっております。

○奥平一夫委員 今問題になっているのは、貨物船とかタンカーというものではなくて、制度が不備で対応できていないものを把握しているかどうかという意味です。

○末吉健作港湾課長 先ほどの第11管区海上保安部の資料ですが、その中で対象となろうと思われるものが、プレジャーボート、漁船、遊漁船かと想定されます。それでいきますと、平成17年が14隻、平成18年が11隻、平成19年が14隻となっております。

○奥平一夫委員 その対応はどうされたのですか。それとも対応されていないのですか。それぞれの事案について県はどのような対応をしていますか。

○末吉健作港湾課長 第11管区海上保安部に確認しましたが、基本的にはやはり所有者が対応するのが原則だろうというお話で、そして私ども土木建築部の方で対応した案件はないと記憶しております。

○奥平一夫委員 では船主の責任で撤去された船は何隻あるのですか。

○末吉健作港湾課長 その辺も第11管区海上保安部に内訳等を確認したのですが、内容についてはわからないという状況でございます。

○奥平一夫委員 ですからこういう課題がずっと継続してあるわけですね。座礁した船がどうなったか把握できていない。実際問題として、宮古島市沖で船が座礁して、その撤去費用が物すごくかかったと。ではこれはどこが撤去する責任があるのかということで、前に決算特別委員会で質疑しましたが、今後の検討課題としか答弁していただいていないんですね。ですからこの辺の制度をもっと精密に対応できるような、あるいはきちっとした制度ができないのであれば、これだけの小さな島を持っていて、いろいろなレジャーボートとか観光船とかがますますふえていく中で、きちんとそのあたりの環境整備をやっていく必要はありませんか。

○末吉健作港湾課長 繰り返すようになりますが、私ども土木建築部としての対応になるかと思いますが、土木建築部が所管する港湾、海岸については、今後とも土木建築部として必要があればしっかりと対応していきたいと考えております。

○奥平一夫委員 だからそれがわからないのですよ。しっかり対応していくと言いますが、今対応できていないじゃないですか。

○末吉健作港湾課長 ですので、土木建築部が所管すると申し上げたのは、一般海域については、法制度そのものが不備というお話も沖縄総合事務局なり第11管区海上保安部なり、あるいはインターネットでも事例を調べてみたのですが、やはりどこが所管だというものがないわけなんですね。そういうことでさっき申し上げましたような答弁をしているということでございます。

○奥平一夫委員 県民としては、土木事務所とか第11管区海上保安部という話ではなくて、実際に事故があつて座礁し船が沈没した、これをどの管轄かというのは県として、あるいは第11管区海上保安部に相談して決めることであつて、それを今こういう答弁をしてもらっても問題解決にならないです。私が答弁を求めているのは、県として今後こういう事案が起こったときに、どういう対応をしていくかその対応策を示してほしいということですね。どうしますか。

○末吉健作港湾課長 そういったことから処理概要にも書いておりますように、一般海域における対応については今後の検討課題であるということです。

○奥平一夫委員 ですから堂々めぐりになっている感じがするのですが、座礁船の撤去に関する陳情の中でも特に求めているのは、沿岸域を航行するすべての船舶に対して、船主責任保険への加入の義務づけ及び未加入船舶の港湾利用、操業に制限を設ける制度を創設することとして陳情しているわけですね。ところがそれが港湾利用を制限することは港湾の公共性、有効利用等の観点から困難であると考えていますと。ではほとんどもう対応はなしという答弁ではないですか。何らかの前向きな答弁がないことには、さっき話しましたように今後観光産業が1000万人を目指して取り組んでいる県の姿勢の中で、レジャーボートなり観光船なり釣り船とかがふえてくるわけですよ。この事故が今後恐らくふえるだろうことが予想されるわけですよ。ですからそういうことに対して、県としてどういう対応をするかということを求めているわけですよ。困難であ

ると考えていますという答弁では絶対納得いかないですね。何らかの前向きな発言がない限り、また事故も起こりますよ。第2、第3、第4と続いたら一体どうするのですか。

○首里勇治土木建築部長 先ほど来港湾課長が説明しているとおりでございます。基本的には個人の財産でございますので、事故等があった場合には所有者である管理人が当然撤去すべきと、制度ではそうなっておりますので、私どもとしてはそういう経緯を見守っていきたいということでございます。

○奥平一夫委員 こういう逃げの答弁はだめですよ。例えば不法投棄した。主がいらないんですよ。ところが地域住民の生活に非常に不具合がある。これを県は県民の税金をかけて撤去しますでしょう。違いますか。

○首里勇治土木建築部長 現に陸上においては交通事故は毎日のように起こっております。これを行政が撤去するという話は聞いたことがございません。この件については土木建築部の管轄外でございます。

○奥平一夫委員 今までこれだけ事故を起こして座礁している、実際ふえてきているわけですから、それに対して何でもっときめ細かく対応できるような制度をつくるという意欲も何もないのですか。

○首里勇治土木建築部長 ですから先ほどから繰り返していますように、個人の財産については個人で処理していただくというのが趣旨でございます。

○奥平一夫委員 ですから船主への責任保険への加入を義務づける、あるいは保険に入っていない船籍については出入りを禁止するという陳情が出ているじゃないですか。そういう制度をつくらうという気もないし、何で前向きな発言ができないのですか。おかしいと思いませんか。事故が起こって座礁したのをそのまま放置していいと、そう理解してよろしいですか。

○小渡亨委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から改めて土木建築部所管の港湾区域においては座礁船の撤去を行っているが、それ以外の海域は管轄外であり、法制度上対応が困難であり、航行の安全という点から対応は第11管区海上保安部

になるとの補足説明あり)

○小渡亨委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 座礁船についてはこれくらいにしておきたいと思いますが、もっと県民の立場に立った答弁が大事かと思うんです。いくら管轄外だからと言ってそのまま放置しておいてはよくなりませんよ。

次は42ページの陳情第11号県道長山港佐良浜港線の早期整備に関する陳情について、この処理概要の中で、地域の合意に至らず事業ができなかったということで、そのため代替道路として長山港佐良浜港線バイパス道路の整備を進め、平成12年度に供用しているとありますが、その辺のいきさつを説明いただけませんか。

○砂川勝彦道路管理課長 長山港佐良浜港線の道路なんですが、御承知かと思いますが、非常にカーブも勾配もきついということがあって、整備がありました。それで道路構造令に基づいて整備する必要があるということで、道路の縦断勾配やカーブの半径等基準に基づいて設計はしたのですが、そのとき墓地等があって、墓地の地権者等が地域に住んでいないということもあってなかなか理解が得られないということがあり、その事業については中断して、別のルートでバイパスの整備を行った状況にあります。

○奥平一夫委員 代替としてそのバイパス道路をつくったのですが、その利用状況はいかがでしょうか。

○砂川勝彦道路管理課長 佐良浜港線の方に民家や主要な施設がある関係上、旧道の方がバイパスよりも使われている現状にあります。

○奥平一夫委員 バイパスの方から通って港へ入っていく道路は、かなりの急勾配だと聞いております。その勾配はどれくらいなのか。

○砂川勝彦道路管理課長 測量はしていないのですが、大体道路の感覚からして10パーセント以上あるかと思います。

○奥平一夫委員 私が聞いたところによると、15から十七、八パーセントくら

いと、物すごい急勾配なんですね。私も実際におりてみたことがあるのですが非常に怖い危険です。それと、今要請している道路とバイパスの距離からしますと、2.5キロメートルくらい遠くなっているということなのですが、実際にそうなのですか。

○砂川勝彦道路管理課長 御指摘のとおりやはり遠くなっているということです。

○奥平一夫委員 利用者がほとんどないということがこの間ずっと言われているわけですね。急勾配と非常に遠回りということで。そういうことで今度の要請が出てきていると思うんですが、この処理概要の中では、伊良部大橋供用の島の内の交通変化を踏まえた上で、要望区間の整備について検討したいということで、伊良部大橋があと五、六年で供用することになるわけですが、そうするとかなり交通形態に変化が起きてくるし、道路の整備も必要になると思うんですね。ですから私としても供用前に、本来ならこういう道路は整備していた方が、住民生活と交通の安全に供すると思うわけですね。そういう意味では伊良部大橋が供用した後とは言わずに、できれば供用までの間に何とか整備できないだろうかと思うわけですね。供用後の島の内の交通変化を踏まえた上でということについては、我々の気持ちとしては供用までの間に整備できないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○砂川勝彦道路管理課長 今は伊良部大橋がない関係上、佐良浜港が伊良部島の表玄関になっていて、交通量が多い状況にあります。伊良部大橋を整備している中で、整備した後は交通量の減少が予測されております。その中で伊良部島サイドが要望する多数の物件をかけて拡幅整備をするということは、事業採択をする上で非常に困難な状況にあります。ただ新しい制度ができて、道路構造令ではなく、勾配がきつくても現道の幅員の中で、滑りどめの舗装をしたり排水溝の整備をするとか、一部狭い区間ではバスが交互通行できるような整備も可能ではありますので、そういうものを地元が了解するのであれば、そのような整備についても検討していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 この要請した箇所は商店等もあり、ラッシュの時間帯にはかなり込み合うということで、交通安全上も非常に課題があると。実際に私も何日か朝あるいは夕方行ったこともあるのですが、やはりかなり交通安全上問題ありじゃないかなと。急なカーブがありますよね。あの辺も何とかできないの

かなと思いますので、ぜひ早目の整備をお願いしたいと思います。もう一つだけ質疑をしたいと思います。県立公園についてお伺いします。44ページの陳情第26号の4、その8です。県立公園というのは石垣島のバナナ公園に見られるように住民が生活する上で非常に大切で、森林浴もできたりいろいろなことが可能になる素晴らしい公園でありますし、県立公園の必要性も十分にわかっているつもりであります。県内において県立公園が未整備なのは宮古地区だけと聞いているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 大きい島で設置がないのは宮古圏域だけでございます。

○奥平一夫委員 処理概要に、合併に伴う都市計画区域の再編と勘案しながら検討していくということですが、具体的にどういうことをおっしゃっているのですか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 宮古圏域における広域公園につきましては、平成15年2月に宮古市町村議会から合併以前に大野山林付近の海岸域を推薦する要請がございました。その後平成17年に市町村合併で伊良部島を加えまして、宮古島市が広がってしまして、そちらの方を都市計画区域に入れるかという問題もございますが、都市公園としましては位置の選択にはそのエリアも入っています。

○奥平一夫委員 宮古島市自体が都市計画区域の再編をしなければならないということでしょうか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 必ずしもしなければならないということではございません。新たに加わったエリアがございますので、それを加えて新たに都市計画区域にして、なおかつその範囲で公園の位置を選定することも可能ということでございます。

○奥平一夫委員 最後にお聞きしますが、県立公園を事業採択するまでの日程がありますよね。これをちょっと教えてください。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 まず公園とする場合は、位置を決めまして、都市計画決定という行為をします。この場合は広域公園ですね。広域公

園の場合は50ヘクタール以上ですので、環境アセスメント等も必要なのかと思います。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 新規の陳情第26号の4、45ページです。まず白浜港湾の整備ですが、処理概要を見るとその必要性について調査、検討したいということですが、具体的にはいつごろまでに必要性の方針が出ますか。

○末吉健作港湾課長 いつごろと言うよりも、例えば白浜港についての岸壁の改修という話ですので、地元といろいろやりとりしていく中で、我々が聞いているのはフェリーが着けるような形の改修がほしいという話もございました。ということは具体的にどのフェリーが着くか、その辺の方向性や実現性を、例えば今与那国島に行っている船主にもいろいろ伺っております。寄港する船をまずはターゲットにできるかどうか、それが一番のポイントと考えております。

○高嶺善伸委員 沖縄振興計画の残りの期間に、インフラストラクチャーだけは整備しておこうという方針も出るのか、あくまでも需要の動向を見据えて、必要性を検討することになるのか、その辺についてはどうですか。

○末吉健作港湾課長 結論から申し上げますと、やはり一定程度需要の動向をつかまなければ、我が方としても具体的に整備するとなれば、国の方をお願いする形になろうかと思っておりますので、需要の動向をまずは確認した上でと考えております。

○高嶺善伸委員 国も海洋国家としての海洋基本計画をつくって、航路の安全確保等については、国家的な規模で取り組んでいくということもありましたので、とにかく地方港湾は需要や必要性を先に検討するとなるとどこも難しいんですよ。そういうことも含めてぜひ陳情の趣旨をかなえられるように取り組んでもらいたいと、これは要望しておきます。

次の祖納港湾の静穏度改善に向けた取り組みですが、これは取り組むとしたら新規事業になるのか、これまでの祖納港の整備事業の計画変更でできるのか、その辺はどうですか。

○末吉健作港湾課長 祖納港につきましては、予算的には平成17年度で一たん事業は完了しておりますので、今後防波堤等の整備に着手するとすれば、基本的には新規という扱いになろうかと思えます。

○高嶺善伸委員 今県計画途中で2000トンバースの整備で終わったんですよ。当初計画は5000トンバースまででした。今後貨物の需要、動向を見込んで検討したいということでしたよ。その計画はもう終了したわけです。完了届を出したわけですよ。その時点で5000トンバースの必要性も含めても、今後予定はされていたけれど、あえて計画を見直して終了したわけですよ。こういうことを考えたときに、今後防波堤の必要性や費用対効果を調査、検討していきたいということは矛盾するね。これは結果的に沖縄振興計画の期間にやろうということなのか、新規の採択事業だから、いつのめどになるというのもわからない、これも動向を見てからということなのか、こちらはどうか。

○末吉健作港湾課長 5000トンバースのお話ですが、我々は別に5000トンがだめだというつもりは毛頭ございません。要は5000トンに見合うような船の需要や可能性があるのかどうか。我々としてはそれをある程度見きわめることができれば、事業化について国と相談していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 連動するんですよ。沖防波堤も必要なのかどうかについて、今の2000トンバース程度の需要しか見込めない中で、果たして必要性や費用対効果がどうかという検討に入ったら、できないんですよ。私は議会の答弁や皆さんの処理概要を聞いてそういう印象を受けたものですから、沖防波堤について、新規の事業として今から国に申請するわけですので、沖縄振興計画の中でこれはぜひ着手したいと考えているのか、今後も必要性を検討してから答えを出すということなのか、御説明ください。

○末吉健作港湾課長 当然必要性というのもございますが、今の祖納港の入口あたりの水深になりますが、大ざっぱに言っても、仮に沖防波堤を延ばすとすれば30メートルから40メートル近く水深が出てきます。こういった水深における防波堤というのは、県内でも初めてに近いぐらいの非常に大規模な水深の防波堤になろうかと考えております。ただ、これは今後検討する中で、設置位置等ある程度想定してみないと、どのぐらいの水深になるのかわからない。ただし深いことは間違いないだろうとすると、総工費というのは相当な事業費になるだろうと。これまでも平成17年度に完了したと申し上げましたが、私どもは

200数十億円を祖納港に投入しております。ですので、まずは祖納港を使っただけでいいと思います。それと平行しながら沖防波堤の検討もしていきたいと現時点では考えております。

○高嶺善伸委員 皆さんは平成18年度に概略的な調査を行ったというんですよ。これは新規事業として採択していこうという方針に結論が至ったのですか。

○末吉健作港湾課長 細かく説明申し上げますと、概略的な調査検討の中では、港内側に例えば波除堤を入れる方法もあるでしょう。港外側の近くにもう1本防波堤を入れるケース等いろいろ考えたわけですね。そういった意味で概略的な検討ということでございます。当然そのことについては地元の与那国町ともいろいろ意見交換しながら進めてきた経緯がございます。そういった中で与那国町の方から、将来的には沖防波堤も何とか検討できないのかというお話が最近ございましたので、それも踏まえ、あわせて検討していきましょうということで、今回の処理概要の形になっているということでございます。

○高嶺善伸委員 国土形成計画というのを国が改定する予定で、国境離島というのを明記し、それに対して国として何ができるかということも取り組んでいくということであるらしいんですね。そういう意味では、ぜひ祖納港も最終的には開港したいという思いもあるので、利用効率を高めていくためにもまだまだ所要の整備が必要ではないかと思っておりますので、その辺も視野に入れて取り組んでもらいたいと要望しておきたいと思っております。

それから談合事件について、これまで議会では2度、正式に所管事務調査で土木建築部長から方針についてお聞きしてまいりました。去年の11月27日の方針では、会計検査院の指摘を受けた国土交通省から、談合工事にかかわる国庫補助金を国庫に返還するよう事務次官通達があったことから、県としてはこれらの事情を総合的に勘案しながら、早い時期に結論を出したいということで、先ほどお配りいただいた県の方針が発表されたものと思っております。県の方針の発表の真意についてお聞きしますが、その前に、県内の建設業の厳しさ、これは倒産件数も就業者の人口、失業者数も含めて、主管部としては県内の建設業がどういう状況に立たされていると認識しておられますか。

○上原兼治土木企画課長 沖縄県の全産業に占める建設業の割合を見ますと、総生産では内閣府の国民経済計算によりますと、平成17年度は2725億400万円ということで7.6パーセント、就業者数では平成17年度国勢調査で見ますと6

万3500人で、全就業者数の11.3パーセントを占めているということで、本県の経済、雇用に大きなウェイトを占めています。投資額の推移を見ますと、平成5年をピークに減少し続け、土木建築部の平成19年度見通しにおきましては、マイナス2896億円で34.9パーセントの減となることを予想しておりまして、減少傾向は今後とも持続することを予想しております。倒産件数ですが、全産業に占める割合につきましては53件、63.9パーセントで、平成元年度以降最大となっております。状況としてはそのようなになっていると考えております。

○高嶺善伸委員 現在、沖縄県建設産業ビジョン策定検討委員会でいろいろ議論されて最終答申が出て、年度内にはビジョンの発表があるとお聞きしておりますが、新聞報道を見る限りにおいて、公共工事はだんだん減っていく、したがって建設業者の数も減っていく。恐らく他産業への業種転換や雇用問題も発生していくだろうという流れになっているように聞こえるんですよ。ということは、県の皆さんの考え方は、建設業はある程度淘汰されてしかるべき、やむを得ないという立場に立っておられるのか、何とか全業者を支援していくという立場なのか、それはどうですか。

○上原兼治土木企画課長 企業の経営基盤を強化していただきまして、できることであれば皆さん本業で頑張っていたいただきたいわけですが、これはそれぞれの企業のいろいろな状況もございますでしょうし、新分野に進出する企業もあるかと思えます。我々としてはその辺をいろいろな側面から支援をしていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 これまでも本会議や予算特別委員会でも、できるだけ政策的にいろいろな新規事業等を掘り起こし、また前倒しできるのはやって、ある程度のパイを確保できるように積極的な育成策を図ってもらいたいというのが、一貫した県議会の提言だと思っているんです。ところが結果的に皆さんの沖縄県建設産業ビジョン策定検討委員会に提出された資料を見ると、明らかに10年のうちには半分近くに減るだろうという、先細りの業界への姿勢しか見えないんですよ。このあたりが今回の沖縄県建設産業ビジョン策定検討委員会で正式に打ち出されると、私は県内の建設業は大混乱を起こすと思うんです。その辺を視野に入れて、土木建築部長、これはどのような結果報告を予定して進めておられますか。

○首里勇治土木建築部長 結果報告というよりも、そういう委員会の場でいろ

いろな形で専門家や業界も含めた議論をして取りまとめをしておりますので、今後行政としてさらにいろいろな検討をしながら、しかも新年度からアクションプログラムも入ってきておりますので、いろいろな仕組みを動かす中で、建設業の健全化に努めていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 土木委員会の席ではっきり指摘しておかなければならないのは、新規事業あるいはいろいろな新規予算等の開拓に、どうも国の趨勢からして今後も減る傾向があると。したがって、今後とも予算の確保は厳しいと、建設業に対しては夢のない趨勢を前提とした行政を考えておられるような気がします。これについては私はぜひ転換して、今だからこそまだ沖縄振興計画終了後も次の新しいビジョン策定というのものもあるんですよ。その辺を視野に入れた建設業の育成を、県としては考えるべきじゃないですか。

○首里勇治土木建築部長 今委員がおっしゃったとおりだと私も思っております。昨今の国民の公共事業に対するアレルギーもありますし、そういう中で私どもは復帰以降、第1次から第3次まで、そして沖縄振興計画の中で、公共事業、社会インフラストラクチャーについて一生懸命頑張っております。しかし、復帰以降の30何年かで、大体格差は是正されたと言っておりますが、道路にしても中南部都市近郊ではまだまだ交通渋滞がいっぱいありますし、空港、港湾についてもやはりこれだけの観光客を受け入れしているにもかかわらず、滑走路一本で非常に不安がある。しかも離島においても、まだまだ基盤整備については沖縄本島から比べるとおくらしているという面があります。現にいろいろな形で地域からの要望がございますので、私どもとしては新規の事業掘り起こし、あるいはこれから嘉手納基地以南について返還されるであろう、あれだけ広大な基地の跡利用についても大変な基盤整備が必要となってきますので、終わったということではなくて、沖縄振興計画さらには次のことも視野に入れながら行政としても対応していく必要性が十分にあるだろうと考えております。

○高嶺善伸委員 総論においては優等生の答弁だと思います。しかし今までやってきたことを説明したことからすると、全く片手落ちのような気がするんですね。今後相対的な事業量が落ち込むことによって、むしろ企業を育成して、やれる企業、強い企業、力のある企業で建設業界を引っ張っていこうと。それ以外は淘汰、統合、再編やむなしと私には聞こえるんですよ。これはなぜかという、今回の談合事件の処理に皆さんの姿勢が見えてくるんじゃないかと思っておりますので、気づいた点を二、三質疑させてください。まず、今回の談合事件

に関する陳情平成18年第120号が先に出されて、我々は県の出方も見ながら慎重に審査をしていくということで継続してまいりました。今回の陳情第22号に対する処理概要については、陳情平成18年第120号の処理概要との関係がきちんと項目を挙げて書かれていません。陳情平成18年第120号について、皆さんの処理概要は最終的にはこれまでの議会答弁を裏づけることになったような気がしますが、改めてお聞きしたいと思います。まず前回の陳情で4件の請求をする方向で検討しているということがございました。その1と3に関する対象となった企業数とその金額はどうなったのか、処理概要で読み上げてもらったのですが、新たな陳情第22号の提出と関連して、処理概要に変更はないのかどうか、改めて御説明ください。

○上原兼治土木企画課長 まず、平成15年以降の違約金の対象となる企業につきまして、特A企業が125社、金額にいたしますと77億2100万円、Aクラス企業が55社、金額は6億7700万円、合計で180社、83億9800万円となっております。それから平成14年、これは違約金条項のない、損害賠償の対象となる企業ですが、特A企業が77社、金額にしまして25億5800万円、Aクラス企業ですが、2月5日の方針の中で、平成14年のAクラス企業については談合の認定を受けていないということで請求をしないという方針を出しておりますので、対象企業としては29社ですが、これは請求しないということで金額はゼロとなっております。合計が77社、25億5800万円です。この合計といたしましては、特A企業が136社、金額で102億7900万円、Aクラス企業が55社、6億7700万円、合計が191社、109億5727万7000円となっております。これは企業数がちょっと合わないのですが、平成15年の対象企業と平成14年の対象企業で重複が若干あるものですから、合計が一致いたしません。

○高嶺善伸委員 議会に出された陳情を読んでも、倒産が相次いでいるし、雇用問題で既に平成18年度が1886名の解雇、平成19年度が1452名の解雇、関連倒産が特A企業、Aクラス企業合わせて30社、今後ともリストラをせざるを得ないと見込んでいる企業が40パーセントも占めているということで、今回の請求が及ぼす影響というのは大きいと思うんですね。皆さんは業界の皆さん等にこれらの請求概要については御説明なされたのですか。

○首里勇治土木建築部長 知事みずから沖縄県建設業協会に行かれまして、役員の方に説明しております。

○高嶺善伸委員 その説明に対する対応、反応はどのようになっておりますか。

○首里勇治土木建築部長 沖縄県建設業協会と執行部との意見交換ということで、いろいろな要請を受けてきております。

○高嶺善伸委員 説明と意見交換に伴う業界からの対応を含めて、最終的には県として法令等に基づき談合によって県がこうむった損害を回復すべく、請求手続を適正に行ってまいりますと結論づけているようですが、これについては今後どのようなスケジュールになるのでしょうか。

○上原兼治土木企画課長 先ほどから話が出ておりますが、2月5日に知事方針をいただきまして、2月14日に企業説明会を既に終了しております。今後は、納付計画書の提出がございまして、これは3月末を予定しております。それを受け、請求書の各企業への送付を5月上旬、あと一括納付をしたいという企業と分割納付をしたいという企業が出てくるかと思っておりますので、一括納付の企業につきましましては5月中旬までに納付いただきたいと。それから分割納付を希望される企業につきましましては、企業体力に差がございまして、企業ヒアリングをできるだけ丁寧に行いたいと考えておりまして、5月中旬から6月中旬あたりまでヒアリングを行うと。6月中旬には分割納付の方法、例えば年数や額の決定をしまして、それに基づいて請求書を送付すると。6月末には第1回の分割納付をお願いしたいというスケジュールを考えております。

○高嶺善伸委員 議会もこの陳情の取り扱いまた行政処分の影響の大きさを考えたら、いろいろ慎重な検討が必要だと思って、もう少し請求の猶予はできなかったのか、タイムリミットがあるのか、もう少し議会側も執行部も議論する時間を確保するという意味で、当面4月請求書発送というものについて猶予していくという考え方もございましてか。

○上原兼治土木企画課長 これは公正取引委員会の立入検査が平成17年6月で、その後命令あるいは県の指名停止等の措置を経まして、既に2年経過しておりまして、我々としてはこれ以上延ばしますと時効というものが進行しているものですから、これ以上猶予していくのは大変厳しいものがあると受けとめております。

○高嶺善伸委員 ちなみに請求事件に関する時効はいつごろがタイムリミット

なのですか。

○上原兼治土木企画課長 平成14年分につきまして、時効期限は平成21年5月となっております。

○高嶺善伸委員 そうすると平成20年度も引き続きいろいろな検討をしていくということであれば、期間的に7月でなければならぬというタイムリミットではないわけですね。

○上原兼治土木企画課長 確かにその数字だけを見ればそういうことが言えるかもしれませんが、やはり今後いろいろな企業の事情等も発生することも考えられますし、場合によっては裁判等法的なものも考えられますので、これはやはり早目早目に行政としては進めていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 皆さんの11月26日の文書では、談合工事にかかわる国庫補助金を国庫へ返還するよう事務次官通達があったという説明でありました。今回請求している違約金に関して、国へ返還すべき額というのは幾らくらいと計算していますか。

○上原兼治土木企画課長 これは国の補助率の問題ですので事業によっていろいろと違います。大ざっぱに申し上げますと、約60パーセントちょっとくらいが国に返すべき額になります。賠償金の額が109億円ですので、これに60パーセントを掛けますと、70億円ちょっとになります。

○高嶺善伸委員 我々も軽減の方法はないとか、いろいろな検討をしてみました。心配なのは、国庫へ返還すべき補助金相当を、仮に企業が倒産して取れなくなった場合、あるいはこの陳情にあるように議会が議決をして債権を放棄した場合、今回請求相当の損害賠償金については、請求者から回収ができなくても国にその分の計算をして返還しなければならないのか、それとも債権放棄をしたら国へ返還しなくていいのか、国庫補助金の返還については国とはどのような協議をしておられますか。

○上原兼治土木企画課長 協議ということではないのですが、国土交通省事務次官通達が来ておりまして、納付を受けた場合は国の負担相当額を返還しなさいということになっております。

○高嶺善伸委員 それでは言葉を返せば、納付がなければ補助金の返還はしなくてもよいと解釈してよろしいですか。

○上原兼治土木企画課長 国からの通知の中では、談合の不正行為に伴い発生している国土交通省所管補助事業等における損害額については、その回復に努めることという文言がございますので、我々としてはこれはやはりそういう措置をとらないといけないのだろうと考えております。

○高嶺善伸委員 我々も陳情の趣旨は、地方自治法第96条による債権の放棄の議決をしてもらいたいということになってはいますが、議会の議決による債権放棄という効力と、皆さんの請求との関係はどのように受けとめておられますか。

○中村浩土木企画統括監 地方自治法第96条の議会の議決に基づいた債権の放棄によると、確定的に債権がなくなりますので、県は請求できないと。ただ、今答弁いたしましたとおり、国庫補助分について権利放棄できるかという問題があります。その分についてはかなり問題が残っていると。国土交通省の方に確認しても確たるお返事はないのですが、国土交通省事務次官通達では返さないと言っているわけですから、先ほどちょっとお話がありましたように回収できなければ返さなくていいかということになると、では、だれも返さないわけですよ。返す方がばかになりますから。そういうことは国はまずないだろうと思います。ですから議会の議決によって確定的に債権はなくなり、そういう条件は行政として請求はできませんが、国庫分については違うかもしれないという問題があります。それから破産の場合は回収できないわけですから、破産管財人の配当分しか回収できませんが、そういう問題があります。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今の談合の損害賠償請求ですが、43ページと28ページも含めて一緒にさせていただきます。これは公正取引委員会が摘発した3パーセントの課徴金と、今回の県の損害賠償請求している業者と、これは重なりますか。

○上原兼治土木企画課長 対象企業数としては136社で、同じ企業数でございます。ただ、課徴金の段階で倒産した企業もございまして、対象企業は同じ企

業になっております。

○照屋守之委員　ということは企業からすると、そこは国にも県にも含めてやると13パーセントになるということですよ。

○上原兼治土木企画課長　結果としてはそういう形になるかと思います。

○照屋守之委員　県の方は損害をこうむっているからという表現がありますよね。それぞれの企業が積算して行って、たまたま長い歴史の中でやって行って、積算単価は公に決まっているからこれは別に問題ないわけですよ。それに基づいて入札して行って、高どまりの落札があって仕事をやってきた。彼らは請け負った仕事を、消費税やいろいろな経費を差し引いて税務署にも届けてきちんとそれをやってということからして、利益をごまかしてという問題ではないから、通常の商商いからすると当然のやり方でこれまで経営してきたわけですよ。こういうことが発生して、公正取引委員会から摘発を受けて、県もそれに準じてやっていくということで今問題になっているわけですが、この陳情者のお願いにもあるように何とか減免策を講じられないかということなんです。この13パーセントという金額の大きさというのは、通常の会社経営や商商いからするととてつもない金額になってくるんですよ。今の経営難というのは一生懸命頑張って1000億円売り上げても、純利益は30億円しか残らないとか、まともにやっても非常に厳しい経営難です。そういうことで今県がこれを行っているわけですが、先ほども出ていましたようにあらゆる角度から何とかこれを考慮しながらやっているということは、何とかしてあげたいという思いがかいま見えるのですが、さっきの説明にあった平成14年の特A企業が77社25億円、Aクラス企業はJVにはやりませんよと。ところが平成15年になってくると特A企業もAクラス企業も構成員も共同責任ですよという形になっているわけでしょう。ここも非常に疑問点としてあるのです。これはどういうことですか。

○上原兼治土木企画課長　平成15年以降の違約金につきましては、県と請負業者との間で工事請負契約を結ぶわけですが、工事請負契約書51条の2の第1項に、そういうものがあつた場合には10パーセント相当額を請求しますとの明文規定があるものですから、これにつきましてはお互いのお約束ですので支払をお願いしますということなのです。また連帯条項もございますから、Aクラス企業についても同様に連帯して払っていただきますという、これはお約束なんですよ。もう一つは平成15年1月以前については明文規定が契約書の中にある

ものですから、民法709条の規定で、これは損害賠償金ということで結果は10パーセントなのですが、先ほど申しました平成15年以降に決めました違約金率や最近の判例等を総合的に勘案いたしまして、10パーセント相当で同様に損害賠償金として請求しますよと。ただ平成15年1月1日以前のAクラス企業につきましては談合認定をされていないということで、Aクラス企業については請求いたしませんという違いがあります。

○照屋守之委員 だからおかしいというわけですよ。平成15年以降は談合も特A企業がやって、Aクラス企業はかかわっていないわけですよ。契約事項には10パーセントと明記されているが、実態は特Aクラスで調整していくわけですね。その構成員はそこにいるわけですよ。そこがわからないわけですよ。わからないのに契約の中で10パーセントだからそれはかけます。ところが平成14年の分については同じようにやっているけどAクラスのものにはそれはかけておりませんと。私が言いたいのは、ここでかけないんだったら、平成15年以降分も当然外すべきじゃないのと。通常客観的に見るとそう思うわけですよ。そう思いませんか。

○中村浩土木企画統括監 気持ちとしてはわかりますが、これは法律的に解釈しないといけないわけですから、法解釈上はそうになってしまうんですね。つまり、平成15年以降については談合したら構成員も連帯責任を負うということですねと約束してしまっているんですよ。ですからこの約束どおり払ってもらわないといけないんですよ。この契約書をほごにできないわけですから、そういう契約をしてしまっているんで負わざるを得ないと。一方平成14年についてはそういう契約がないんですね。ないですから県としては談合したことにより損害賠償請求する場合に、だれが談合の責任があるのかと。特A企業が談合しましたねと、これは公正取引委員会がそういう形でやっけていまして事実関係がはっきりしているわけですから、談合しましたねと、談合したものに対してはあなた方に損害賠償請求しますよと。ただAクラス企業は談合したと立証できないのですよ。立証できないから当然Aクラス企業には請求できないという違いで、気持ちは置いておいて法律的にそういうことになってしまうんですね。

○照屋守之委員 平成15年以降はAクラス企業が談合したという特定はできていないんでしょう。特A企業は談合するけどAクラス企業も一緒に談合したという特定はできていない、ただ契約事項がそうになっているというだけのことで

はないですか。どうですか。

○中村浩土木企画統括監 Aクラス企業が談合したことは特定されていませんが、特A企業が談合したらAクラス企業も連帯責任ですねと約束してしまっているんです。Aクラス企業が談合しようとしまいと、特A企業が談合したら責任を負いますと約束しているのです。

○照屋守之委員 県もいろいろ苦しい部分があつて大変でしょうが、我々も何度か現在の経済状況とかも含めて何らかの対策がとれないかということ考えて、やはりこういうことによって建設業の信頼が失墜してきた、その後の建設業の受注のあり方はもうさんざんたるものですね。そういう状況の中でだんだん厳しくなっていく、建築基準法の問題もあつて、新規の建築も厳しいということもあつて、何とかならないかなといろいろ考えるわけですが、先ほど出ていました43ページの、県議会による債権放棄の議決について云々と、この4行について、ここには執行部の対応が記されるわけですよ。あえてここで県議会云々と記してあるのはどういう意味ですか。議会は議会としてこういう問題について考えるべきでしょう。あえてここに入れてあるのはどういう意味合いがあるのですか。

○中村浩土木企画統括監 これは議会に対してこういう陳情があるわけですが、県としては先ほど土木建築部長から説明がありましたように、県としてのスタンスは2月5日の時点ではっきり示しているわけです。ですから後は県議会の方で判断なさることだという趣旨で、県がそれに対してどうのこうのということは申し上げられませんということでもあります。

○照屋守之委員 そうであれば県議会がやることですからまさにここに書いてあるとおりで、執行する側がこういうことを言うのはあまりそぐわないと私は思うんですよ。これは議会側が判断することですね。執行部側は執行する側で、法律的なことも含めて対応してきましたね。後は議会がどうしていくかは議会の判断でしょう。ここであえてこういうことを記されると、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。議会が判断することを執行する側があえてそこに記して、後はあなた方の判断ですよ、県民の皆さんこれは議会のすることですよと、こうなりませんか。これは非常に微妙な問題です。こういうものは改めてほしいな、土木建築部長。県議会がどうのこうのという部分は必要ない。以上です。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

新川秀清委員。

○新川秀清委員 先ほどの御答弁の中で、事務次官通達が出ているというのがありましたので、それからすると全国で統一的な取り扱いだという理解はできるのですが、他の都道府県でのこういったことについての処理は把握しておりますか。その状況をお聞かせください。

○上原兼治土木企画課長 この事務次官通達は去年の8月に発出されているわけですが、その後の各都道府県の状況は、申し訳ございませんが把握しておりません。

○新川秀清委員 私は報道でしか見たことがないのですが、いろいろ出てきていると思うんですね。公正取引委員会から指摘されている例はあるわけでしょう。そういったことについての全国的な状況はやはり把握すべきじゃないかと思うんですが、8月以降というのは全くわからないわけですか。

○上原兼治土木企画課長 8月以降の調査は特段やっておりませんが、実は会計検査院が名古屋市や幾つかの自治体で実施した会計検査におきまして、国土交通省所管の国庫補助事業において談合があった場合、自治体が業者に請求して収納した違約金等に係る国庫補助金相当分を国へ返還していなかったり、違約金等の請求そのものを行っていない事態は適切ではないと、会計検査院が指摘しております。それが発端になり、国土交通省の事務次官通達が出ております。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今の陳情と関連します。先ほど照屋委員から指摘がありました処理方針の下の4行について、議会在債権放棄の議決をした場合は効力を発すると。執行部はそれを踏まえないといけないという説明がありました。その場合は、返還分についての取り扱いはどうなりますか。

○中村浩土木企画統括監 多分国に返さないといけないだろうということなの

ですが、まだ確定的な国からの返事はいただいていませんが、多分そうなるだろうという感触での返事ではないのですが、今後もしそういう事態が生じた場合には、ちゃんと調整していかないといけないだろうと考えております。

○**金城勉委員** そうなった場合、回収はできない、しかし納付はしないといけない、その事態になったときの対処の仕方はどうなりますか。

○**中村浩土木企画統括監** 回収できないわけですから、しかし国には返さないといけないわけですから、当然県の一般財源での負担ということになってしまうおそれがあります。

○**金城勉委員** 議決をしたときに、県は回収できない、あるいは納付責任はあるかもしれないという事態、そしてもう一つ、あえて皆さんがこの4行を明記したというのは、私は県議会も責任を持てと言いたいのかと受けとめるのですが、そこはどうですか。

○**中村浩土木企画統括監** ここで申し上げたいことは、県は当否については申し上げられません。つまり県が議会に対して、それはいいとかおかしいとかという話は言うべきではないし、言う資格もないだろうと。県としてはこういう形で請求手続をやっていますという御説明しかできなくて、それに対して県議会が陳情に対してどう対応するかについて、県執行部としてどうのこうのと申し上げられませんという趣旨で書いているわけです。

○**小渡亨委員長** ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 今の問題にかかわるのですが、行政は法律をもとに事務を執行するというのが当然のこととしてあるわけですよ。その中で先ほどから問題になっている4行ですが、議会は県民代表として、あるときには政治判断を下すことが出るかもしれない、そのはざまでの皆さんとの激突をしているのかなという感じがするんですよ。法律のもとに行政を執行される皆さんと、県民代表として、社団法人沖縄県建設業協会がこのままでは大変なことになるという中で、あらゆる方策を駆使しながら何とかいい方法はないかと、私たちは政治的立場から判断していくという流れになっているのかなと。そういう中で皆さんの処理概要に書かれたことに対しましては、今いろいろな説明がありま

すけど、そういう流れも政治判断の中であるのはやむを得ないのではないかと、という執行部のお考えも少しあるのではないかと。法律を守る皆さんと、政治家として判断しなければならない部分との激突の中で、土木建築部長は就任以来このことに2年間悩んできたわけですよ。今回で土木建築部長を去ると思うのですが、まさに談合に始まり談合に終わる部長だなど、別の意味で思うのですが、どんな感じですか。

○首里勇治土木建築部長 ですからそういう1つの解釈論に立っているわけですが、いろいろな流れの延長線上で議会として判断していただきたいというのが執行部の考えでございます。

○浦崎唯昭委員 まさに議会に与えられた権能の中で、私たち議員は尊厳も持ちながらこのことに対しては当然対処していかなければならないと思うのですが、今の窮状を考えるとそういうことがあるのかもしれないという感じがしております。

次に移ります。新規の陳情第30号、46ページです。このことは私も陳情を見てびっくりしているのですが、道路の拡幅の幅員を38メートルにということの陳情ですが、都市計画で皆さん方は28メートルに決定されておりますが、この都市計画決定されるときには、通り会や関係者に説明をして都市計画決定されてきたと思うのですが、通りに住む方から陳情が出ているということについてちょっと違和感を感じるのですが、この辺についてはどんなでしょうか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 平成18年に都市計画決定されておりますが、その際に公告縦覧をしまして地元のいろいろな方が意見を申し述べることができます。その際に6件ほどの意見がありました。意見の中には拡幅に反対というのが3名、賛成という方が3名ありました。このように大きく拡幅すべきという意見は特にございませんでした。

○浦崎唯昭委員 審議会におきましては、28メートルということは反対があったということですか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 公告縦覧した際に市民の中から審議会に対して意見がありまして、これは審議会に報告の上、都市計画決定をするということでございます。

○浦崎唯昭委員 審議会においての審議状況は、全会一致でこれが成立したということですか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 そのとおりでございます。

○浦崎唯昭委員 審議会で全会一致で28メートルに決まったということですが、38メートルというのは10メートルも大幅にならざるを得ないのですが、この辺はこの地域の皆さんとの話し合いの中で、都市計画の変更もあり得るのですか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 現在地元から出ていますのは、片側4メートル確保されている歩道を8メートルに広げてもらいたいと。停車帯を1.5メートル確保しているのを2.5メートルに広げてもらいたい。片側が合計で5メートル、両側合わせて10メートル広げてもらいたいという趣旨の要請でございますが、道路の都市計画決定に際しましては、道路交通需要あるいは沿道の利用形態等を勘案しまして、合理的な幅員で決めていきますので、現在我々が確保している28メートルの幅員というのは、真地久茂地線の与儀交差点から真地側の部分、あるいは近くを走っている国道330号線、国際通りに比べましても遜色のない幅員を確保しておりますので、これ以上の拡幅は必要ないと考えております。

○浦崎唯昭委員 しかし中心となっている那覇市開南大通り活性化促進協議会の陳情でありますので、必要ないということですが十分な説明をして、理解を得られるような御努力をしていただきたいと思うのですがいかがですか。

○赤嶺正廣都市計画・モノレール課長 これから事業に当たりましては用地買収等もございまして、十分趣旨を御説明しまして協力を得ていきたいと考えております。

○浦崎唯昭委員 それからこの3番目の、右折左折が可能な道路に整備することというのと、中央分離帯でちょっと衝突したような感じがするのですが、この辺についてはいかがですか。

○仲田文昭道路街路課長 中央分離帯につきましては、信号処理される交差点が何カ所かございますが、その辺は当然分離帯を切りまして右折や左折ができ

るようにしております。4車線道路の場合は一般的に道路構造令により中央分離帯を設ける方が望ましいということになっておりまして、交通安全上これを設けることによって、例えば中央分離帯がないと任意のところから右折車が出てきますので、そうした場合に交通事故等の危険性があるということで、我々としては総合的に勘案しまして、車両の円滑な交通が確保されるよう、あるいは交通安全上も考えまして中央分離帯は設置したいと考えております。

○浦崎唯昭委員 この陳情の3番は、中央分離帯の設置に異議があるということではないのではないですか。右折、左折の可能な場所があればいいのかなど私は感じるのですが、中央分離帯の設置に対しての反対だということでしょうか。

○仲田文昭道路街路課長 こちらの陳情要旨を見ますと、確かに右折、左折ができるようにしてもらいたいとありますが、南部土木事務所の方で事業説明に入っております、事業説明会も終わっております。その中で中央分離帯をなくして、どこからでも曲がれるようにしてもらいたい趣旨だと聞いております。

○浦崎唯昭委員 これも通り会の皆さんと話し合いを十分にしてください。それから陳情平成19年第95号、35ページの、話題となっている安里川の浸水被害に対する支援についてですが、この問題は皆さんも御努力をされ、先だっては壺屋小学校で説明会も開いたと聞いているのですが、2回目の説明会も済んだのでしょうか。

○仲田文昭道路街路課長 安里川のはんらんにつきまして、安里川出水解析検討委員会を設けまして、そちらの方で出水解析をしていただきました。その結論を踏まえまして、県としましては2月に準備説明会をさせていただきました。その中で、雨は非常に大きい雨で、110トンの水が河川に出てきて、昭和橋の付近では55トンしか通りませんので、その辺からあふれてきたということがわかっています。それはシミュレーションの結果、工事があってもなくても同じあふれ方をしていると。そういうことから判断しまして県としましては、自然災害であると判断し補償できませんということをお答えしました。その説明会の中で、まだ説明について十分納得できないというものがあって、説明会を再度やってくれということがございました。それ以外にも河川のはんらんの仕方が前と違っているということがございましたので、それについては意見を聞きながら再度住民説明会をやるかどうか検討したいとお答えしております。今現

在、住民の方から過去の出水状況と違うという話が出たということについて、ヒアリングをしているところです。住民説明会をするかどうかについては、今南部土木事務所の方で通り会等と接触を図っている段階でございます。

○浦崎唯昭委員 安里川出水解析検討委員会のまとめの資料は先ほどいただきましたが、これを見ますと皆さんが言うような、最終的にそうであるという結論が出ているという感じはしないのですが。最後の「安里川の現況流下能力により推測すると、工事がなかった場合でも溢水していたと考えられるが、検証材料に乏しいことから不十分な再現計算結果をもとに、工事による影響の程度を示すことは困難である」ということで、皆さんが言うような結論までは出ていない感じがするのですが、どうですか。

○仲田文昭道路街路課長 今委員が読み上げましたところは、4月の出水のことについてのくだりで、これについては4月と8月に分けておりまして、結論的にはシミュレーションしましたが、8月のものにつきましては定量的な判断は困難であると。それから4月については影響の程度を再現することは困難であるということがあります。これは8月と4月では出水の規模が違う関係がございます。両方に共通することは、例えば8月ですと85ミリの雨が降りました。4月については50何ミリかありました。その雨をシミュレーションした結果、工事があってもなくても河川の流下能力が55トンと小さいものですから、それ以上の流量が出てくるという関係があり、あふれていただろうと推定されるということでもあります。そしてこの安里川出水解析検討委員会につきましては、どういうあふれ方をしたかということだけを出していただくということで、それを踏まえて県の方は補償をどうするか求められておりましたので、安里川出水解析検討委員会の結果をもとにして総合的な判断をいたしまして、県としてはこれは自然災害であると判断し、補償はできませんと方針を決めたわけがあります。

○浦崎唯昭委員 皆さんがよりどころとする安里川出水解析検討委員会の報告ではいろいろな報告がありますが、最終的に私が見る限りにおいては、そうではないということまでは言っていない感じがしますが、どうぞ十分説明会で、またもう一度開くことがありましたらこの辺も含めて御理解賜るような御努力をお願いいたします。

陳情平成17年第24号の2、6ページです。このことについてはマスコミの報道等でも知らされたのですが、技術に関することについて、そのような技術を

定めるということで先だって試験が行われたと聞いているのですが、この陳情についての御答弁をお願いします。

○新里榮治施設建築課長 今委員からお話がありましたように、去る1月27日から2月3日まで沖縄県琉球赤瓦漆喰施工協同組合が技能評価制度を新設し、そこで試験を実施して14名の方が試験に合格されたということです。今後施工に当たりましては、県独自の技能士制度が初めて誕生しましたので、技能士の活用について県として取り組んでまいりたいということでございます。

○浦崎唯昭委員 今の施設建築課長の説明で、陳情は1、2とも陳情どおり満たされていると理解してよろしいですか。

○新里榮治施設建築課長 今私が申し上げましたのは2番についての答弁でして、1番については、かわらを独自の技術基準なり施工方法についての確認を求めている陳情でございますので、それについては同様に安全確保に努めていきたいということでございます。それを受けてまた技能士活用ということがもう一つの要請でございますので、それについては先ほど申し上げたとおりでございます。2番につきましては誕生間もないものですから、これから工事の発注に当たりまして前向きに検討を進めていきたいということでございます。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 沖縄県全体の雇用情勢で、昨年とことし1年を比較したときに、県の観光商工部はよくなったかのように言っているけれども、失業率そのものは数字上低くなっているが、実態として就業者数は大幅に減っているんですね。これは実際は雇用情勢は悪化しているわけです。なぜ上がっているかというと、非労働力人口、働く意思のない人がふえたために数字が減っただけで、実際の雇用は相当悪化しているんです。なぜ雇用情勢が悪化しているかというのは、まさに今問題になっている談合事件以来の、沖縄の労働市場が相当厳しい状況になってきたというのが大きな要因の1つだと思うのですが、皆さんはどうとらえているのですか。

○上原兼治土木企画課長 談合事件の後の落札率の問題や、そういうのも一因かとは思いますが、いろいろとほかにも要因はあろうかと考えております。

○新里米吉委員 県の損害賠償金請求についての基本的考え方の2にこう書いてあります。平成15年1月1日以前についてですが、「民法第709条の規定に基づく損害賠償金として、違約金条項や判例等を総合的に勘案し、契約金額の10パーセント相当額を請求する」と。ここで言う判例等というのは具体的にどういう判例ですか。

○上原兼治土木企画課長 損害賠償請求に関する訴訟がこれまでに何件かございまして、その判例の中での判決のパーセントを見ておきますと、例えば3パーセントとか5パーセントとかいろいろございしますが、その中で10パーセントを超えるのもあります。趨勢といたしましては10パーセントということで、我々はそこを参考にして今回のパーセントを決定したということでございます。

○新里米吉委員 3の共同企業体構成員の連帯責任についてですが、先ほどから話があるように、談合に関してはチャンピオンが参加している、チャンピオン以外の構成員が談合に参加したことは立証できないということですよ。恐らくチャンピオン以外の構成員は参加していないだろうと思うんですね。そういうことが明らかになっているのではないかと思います、それは確認できますか。

○上原兼治土木企画課長 平成15年以前の談合につきましては、連帯条項がないものですから、談合が認定されていないところについては責任の問いようがないということで、我々が立証しないといけないものですから、それはなかなか難しい状況にあるということで、これは請求しないと判断いたしました。

○新里米吉委員 平成15年以前、以後の話ではなくて、今回の平成15年1月1日以降であっても、談合に対してチャンピオンが参加していることは立証できると思うが、チャンピオン以外の構成員にも責任が問われているわけだから、チャンピオン以外の構成員が談合に参加したということを立証できますかと、これはできないでしょうということを聞いているのです。

○中村浩土木企画統括監 立証してありません。

○新里米吉委員 問題はやはりそこなんですよね。談合に参加していないのに責任が問われるというところが非常に大きな問題で、なぜ責任が問われるかと

いうと工事請負契約書第51条の2との関係になってきたわけですね。例えば工事を請け負って、工事は完成してもらわないといけない、こういう場合は当然共同責任を持ってもらわないといけないが、談合という特殊な状況の中でチャンピオンだけが談合に参加してそういう問題を起こして、談合にかかわっていないところまで共同責任が及ぶということは、この文章はそういうところまで含めての共同責任ですか。

○中村浩土木企画統括監 談合した企業以外の構成員が談合したかどうかの立証はあるなしにかかわらず、責任を負ってもらいましょうという約束を契約書でやっているわけです。

○新里米吉委員 常識的な判断では実際にはそういう事件にかかわっていないところが責任を負わされるということは、何とも理解しがたいようなものだと思うのですが、何か建物をつくるための共同責任ではなくて談合という特殊な状況の中で行われていることに、本人は参加していないのに責任を負わされてくるということは、多くの人が納得しがたいことかなと思っているのですが、何でこのような談合にまで共同企業体に責任を負わせるような連帯責任を、この工事請負契約書の中に入れたのか、国の指導でそうなったのか、皆さんの判断で入れたのか、そこを聞きたいと思います。

○上原兼治土木企画課長 工事請負契約書は全国共通の契約書になっておりまして、我々としてもそれを適用しているということでございます。

○新里米吉委員 28ページの処理概要の中に、債権放棄を行った場合、住民訴訟が提起されるおそれがあるとありますが、これは類似のもので全国的に住民訴訟が行われている事例がありますか。

○上原兼治土木企画課長 幾つかございますが御紹介申し上げますと、まず平成18年4月25日、福岡市の焼却炉談合事件に係る損害賠償代位等住民訴訟事件がございます。この事案では福岡市が談合事件に関与した業者がいまだ審判請求中であり、談合認定が確定していないため、賠償請求ができないとして2年間損害賠償金の請求をしなかったという事例について住民訴訟が起こされております。判決は福岡市に損害賠償金請求権の行使を怠る事実があるとして、その違法性を確認し業者への損害賠償金請求を認めております。同様の判決、判例としましては、平成19年の東京地裁判決、横浜地裁、前橋地裁等いろいろと

ございまして、請求権の行使を怠る事実があるとして違法性を確認、損害賠償請求を認めるという住民側の勝訴になっております。

○新里米吉委員 新聞でいろいろ報道されていて、その中に、3月14日の新聞ですが、県幹部は決議が行われても県としての姿勢は示す必要があるとして、県議会に対し再議決を求める可能性を示唆というのがあります。県の幹部の間では、万一議決がなされたら、行政側として議会に再議決を求めるという方向なのかお聞かせください。

○中村浩土木企画統括監 私どもとしてはそういう情報は得ておりませんのでよくわかりません。

○新里米吉委員 処理概要が先ほどから問題になっておりますが、これを見た途端県議の皆さんはびっくりしたと思うんですよね。私もびっくりしましたが。こうも受け取れるんですよね。県はもう責任を持ってませんよと。議決は県議会の責任で県議会の判断でやってくださいと、そういう趣旨と思えるような内容だなど思っているのですが、皆さんはどういう考えでこの処理概要をお書きになったのですか。特に最後のところね。

○中村浩土木企画統括監 先ほども申し上げましたが、県執行部として県議会の判断に対してどうのこうのと申し上げる立場にないという趣旨で書いているわけであります。

○新里米吉委員 それ以上の意味はないと。

○中村浩土木企画統括監 それ以上の意味はございません。

○小渡亨委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○小渡亨委員長 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成19年第119号の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

花城順孝企業局長。

○花城順孝企業局長 ただいま議題となっております企業局の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

企業局所管の陳情は、継続1件となっております。

お手元に配付しております陳情に関する説明資料をお開きください。

継続審議となっている陳情平成19年第119号企業局発注工事における地元企業の優先発注を求める陳情に係る処理概要であります。特に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○小渡亨委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情第119号に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○小渡亨委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、談合問題に係る債権放棄について決議するかどうかについては持ち帰って各会派で検討したいとの意見が出たため、協議の結果、持ち帰り検討することとし、その結果をあした報告し再度協議することで意見の一致を見た。また、そのため審査日程を変更し議案及び陳情の採決もあした行うことで意見の一致を見た。)

○小渡亨委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程の変更及び談合問題に係る債権放棄の件については、休憩中に御協議いたしましたとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小渡亨委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明 3月19日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 小 渡 亨